

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年1月25日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第2号 「墨田区スポーツ推進計画」の策定に伴う意見聴取について
- 第2 議案第3号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- 第3 議案第4号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について
- 第4 議案第5号 墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について
- 第5 議案第6号 教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 令和5年度学校医等に対する永年勤続功労者表彰感謝状の贈呈について(資料2)
- 第3 令和6年度の主な教育活動について(資料3)
- 第4 令和6年度図書館等の蔵書点検に伴う休館について(資料4)

議案第2号

「墨田区スポーツ推進計画」の策定に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和6年1月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

(提案理由)

スポーツ基本法第10条第2項の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。

5墨地ス第1065号
令和6年1月10日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



墨田区スポーツ推進計画の策定に伴う意見聴取について

墨田区スポーツ推進計画を下記のとおり策定したいので、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

記

1 計画の内容

資料1のとおり

2 策定理由

社会状況の変化を踏まえ、総合的に区のスポーツ施策を推進していく必要があるため、新たにスポーツ施策の具体的な方向性を定める計画を策定する。



資料1

(仮称)墨田区スポーツ推進計画(案)

令和6(2024)年度～令和12(2030)年度

令和6(2024)年3月



ひと、つながる。
墨田区

区長あいさつ(掲載予定)

音声コード

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け	6
3 本計画における「スポーツ」の考え方	7
4 本計画とSDGs.....	7
5 計画の期間.....	7
第2章 現状と課題	8
1 本区の人口動向.....	8
2 アンケート結果からみる状況	10
3 本区のスポーツ推進における課題のまとめ.....	23
第3章 計画の理念・目標.....	27
1 「すみだのスポーツ」の基本理念.....	27
2 本計画における基本目標.....	28
3 本計画における数値目標.....	28
4 施策の体系.....	29
第4章 施策の展開.....	30
基本目標 1 誰もがスポーツに親しみ、楽しめる環境の整備	30
基本目標 2 障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる環境づくり	38
基本目標 3 スポーツを支える人・団体が活躍できる場づくり	42
基本目標 4 “すみだ”のスポーツ資源を通じた地域交流の促進.....	46
第5章 計画の実現に向けて	50
1 計画の推進体制.....	50
2 計画の進行管理	50

※右下の四角は、音声コードの掲載用にスペースを確保するためのものです。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

● スポーツの意義・価値・可能性

スポーツは、日々の楽しみや生きがい、心身の健康増進のほか、目標を達成する成功体験、活動を通して生まれるふれあいや仲間意識など、様々な形で人々に恩恵をもたらしているものです。また、スポーツの力が及ぶのは個人レベルにとどまらず、人々がともにスポーツに関わることによる地域社会の活性化や、世代・障害の有無を超えた共生社会の推進など、社会全体の視点でも意義があるものです。

スポーツの価値は、いかなる時にあっても変わることなく、地域の様々な課題の解決に寄与するものとされてきましたが、特に、新型コロナウイルスの感染拡大以降、日常生活の制限、運動機会の損失からくる健康への悪影響、また人との接触が避けられることによる社会の分断などが生じていると指摘され、こうした側面からも、スポーツの重要な価値が改めて認識されています。

このように、スポーツは個人として楽しさや喜びを得られるだけでなく、多くの人に楽しさや感動をもたらす、惹きつける力があります。また、スポーツには、地域の社会課題解決に資する役割が期待されています。



● スポーツ基本法

国は、スポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」を平成 23 年に制定しました。同法の前文では、スポーツについて、以下のように説明されています。

スポーツとは・・・

- ・世界共通の人類の文化である
- ・国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものである
- ・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である
- ・人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものである
- ・人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである

同法ではスポーツに関し、国及び地方公共団体の責務を明文化しており、地方公共団体については、国の「スポーツ基本計画」(後述)を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めることとされています。

同法の制定以降、スポーツ基本計画の策定、スポーツ庁の設置などが進められています。

■国・都におけるスポーツ振興の歩み

年	国	都	内容
平成23年	●		スポーツ基本法制定・施行
平成24年	●		スポーツ基本計画策定
		■	東京都障害者スポーツ振興計画策定
平成25年		■	東京都スポーツ推進計画策定
平成27年	●		スポーツ庁の設置
平成29年	●		第2期スポーツ基本計画策定
平成30年		■	東京都スポーツ推進総合計画
令和3年	●	■	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
令和4年	●		第3期スポーツ基本計画

● スポーツ基本計画

国は、スポーツ基本法の規定に基づいて、平成24年にスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「スポーツ基本計画」が策定されました。この計画は、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間を計画期間として、「年齢や性別・障がいを問わず、広く多くの人々が関心・適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備する」という基本方針が示されました。

その後、平成29(2017)年には、スポーツ基本計画の期間満了に伴い、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間を計画期間として、「第2期スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツで人生が変わる、スポーツで社会を変える、スポーツで世界と繋がる、スポーツで未来を創る」という中長期的なスポーツ施策の基本方針が掲げられ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが示されました。

令和4(2022)年には、令和8(2026)年度までの5年間を計画期間として、「第3期スポーツ基本計画」が策定され、大きく2つのポイントが掲げられました。一つ目は、東京2020オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承や発展、二つ目は、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、以下に示す新たな3つの視点が掲げられました。

第3期スポーツ基本計画における3つの新たな視点

・スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す

・スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る

・スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る



これらの中では、具体的には多様な主体の参加、スポーツを通じた共生社会の実現、住民誰もがスポーツに親しめる「場づくり」等がうたわれています。

また、第3期スポーツ基本計画の具体的な目標としては、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%(障害者は40%)とし、また、1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける(障害者は70%を目指す)こととしています。

● 東京都スポーツ基本計画

東京都では、「東京都スポーツ推進総合計画」が平成 30 年に策定されています。これは、それ以前に策定された「東京都スポーツ推進計画」、「東京都障害者スポーツ振興計画」を統合したものであり、スポーツ振興全般について、障害のある人に配慮した視点を持って施策を普遍的に展開していくこととされています。

東京都スポーツ推進総合計画では、「本計画における障害者スポーツ振興の考え方」として、障害者スポーツを東京 2020 大会のレガシーとしていくとともに、障害者スポーツが社会に溶け込んだ東京を創るという決意が示されています。また、障害者スポーツについて以下のような内容が示されています。

障害者スポーツについて(東京都スポーツ推進総合計画)

- 障害者スポーツは、障害のある人が楽しめるようにルールや用具を工夫して行われるものですが、障害のない人も楽しむことができる、いわばユニバーサルなスポーツと言えます。
- 性別や年齢、障害の有無を問わず、全ての人々がスポーツを楽しむことができる社会を実現していくためには、スポーツ振興全般について、バリアフリー化やユニバーサル化といった障害のある人に配慮した視点を持って普遍的に展開していくことが重要です。
- 東京都は、障害者スポーツの未来を見据え、障害者スポーツの更なる振興に取り組むことにより、新たな東京の未来を創っていきます。

同計画では3つの政策目標として「スポーツを通じた健康長寿の達成」「スポーツを通じた共生社会の実現」「スポーツを通じた地域・経済の活性化」が掲げられています。

また、計画全体の数値目標としては、都民(18 歳以上)の週1回以上のスポーツ実施率を 70%(障害者は 40%)とするなど、国の計画と同程度となっています。

● 区におけるスポーツ推進

区はこれまで、スポーツ推進について、「墨田区基本計画」において大綱を定め、「墨田区地域力育成・支援計画」に基づいて具体的な施策の展開を図ってきました。この「墨田区地域力育成・支援計画」は、2023(令和5)年には社会状況の変化等を踏まえた見直し・改定を行っており、計画期間は 2025(令和7) 年度までとなっています。

墨田区基本計画では、すみだのスポーツの目指す姿を以下のように示しています。

墨田区基本計画の内容

【令和7年度に目指しているすみだのスポーツの姿】

スポーツを「する・みる・ささえる」のうち、自分の興味・関心に合った観点でスポーツに関わり、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じた仲間づくりや、地域での交流が行われている。



(スポーツを“する”)



(スポーツを“みる”)



(スポーツを“ささえる”)

この姿を実現するために、年齢や国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる機会を創るなど、全ての区民が生涯を通じてスポーツを楽しみ健康的な生活を送ることができ環境を整えます。

また、環境問題や感染症対策に配慮したスポーツ施設の管理運営を行うほか、計画的な施設の改修・整備を行うことで、誰もが安全・安心に利用でき、身近な場所で気軽に多種目のスポーツが楽しめる場を確保します。

一方、先に述べたようにスポーツには多様な価値があり、近年の社会状況の変化も踏まえたスポーツ推進に係る施策を計画的かつ総合的に講じていくことが求められます。特に、東京2020大会を終えたいま、そのレガシーを受け継ぎ、発展させていくことが必要です。

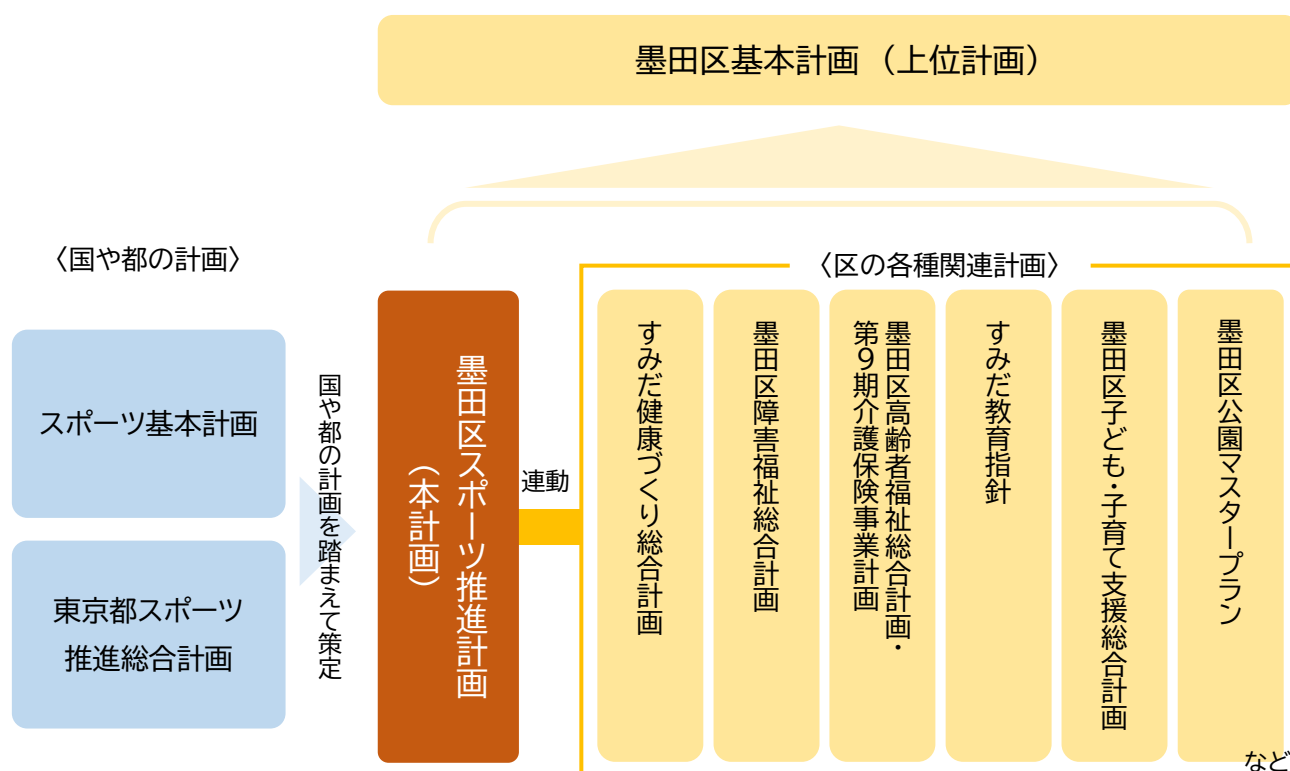
こうした状況の中で、区のスポーツ推進に向けて、新たにスポーツ施策の具体的な方向性を定める計画として、本計画を策定するものです。



2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」と位置付け、国の「スポーツ基本計画」及び都の「東京都スポーツ推進総合計画」を踏まえて策定します。

区の関連計画としては、墨田区基本計画を上位計画とし、当該計画にある「区民が自由にスポーツを楽しむ機会をつくる」ことを目指してスポーツの推進を図る基本理念及び施策を具体的に定めた計画とします。また、「すみだ健康づくり総合計画」、「墨田区障害福祉総合計画」、「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画」、「すみだ教育指針」、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」、「墨田区公園マスタープラン」等の区の各種関連計画と連動した計画とします。



3 本計画における「スポーツ」の考え方

スポーツ(sport)は、ラテン語の「deportare(デポルターレ)」に由来する単語とされています。「deportare」は、「ある物のある場所から他の場所に移す」という意味から派生し、「心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す」、すなわち「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していました。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、現在の「sport」に至ったとされています。

本計画では「スポーツ」について、スポーツの語源を踏まえ、ルールに基づいて勝ち負けや記録を競うものだけでなく、目的意識をもって自主的に身体を動かす活動まで広く捉えます。そのため、ランニングや軽いジョギングはもとより、室内で行う体操・ストレッチや筋力トレーニング、またペットの散歩や意識的な階段利用なども「スポーツ」に含めて考えます。同様に、「障害者スポーツ」についても、パラリンピック競技などの競技性の高いものだけでなく、日々の身体を動かす活動まで広く捉えます。

また、本計画では、スポーツは「みんなのもの」だと捉えます。性別や年代を問わず取り組めるもの、障害をお持ちの方でも取り組めるものなど、様々なスポーツのあり方を視野に入れるとともに、スポーツを通じて生まれる人のつながりや、スポーツが地域の振興に資することにも焦点を当てて考えます。

4 本計画とSDGs

墨田区基本計画においては、当該計画における政策とSDGsのゴールとの関係が整理されており、本計画に関連する範囲としては、政策「生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる」において、SDGsの全17のゴールのうち4つのゴール(下図)と関係することが示されています。スポーツ推進に係る区の個別計画である本計画においても、これらの4つのゴールの内容を踏まえ、本計画に定める施策の推進を通してSDGsのゴールの達成につなげていきます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。また、社会情勢やスポーツ施策の動向の変化及び本区の基本計画の改定に合わせて見直しを行います。

第 2 章 現状と課題

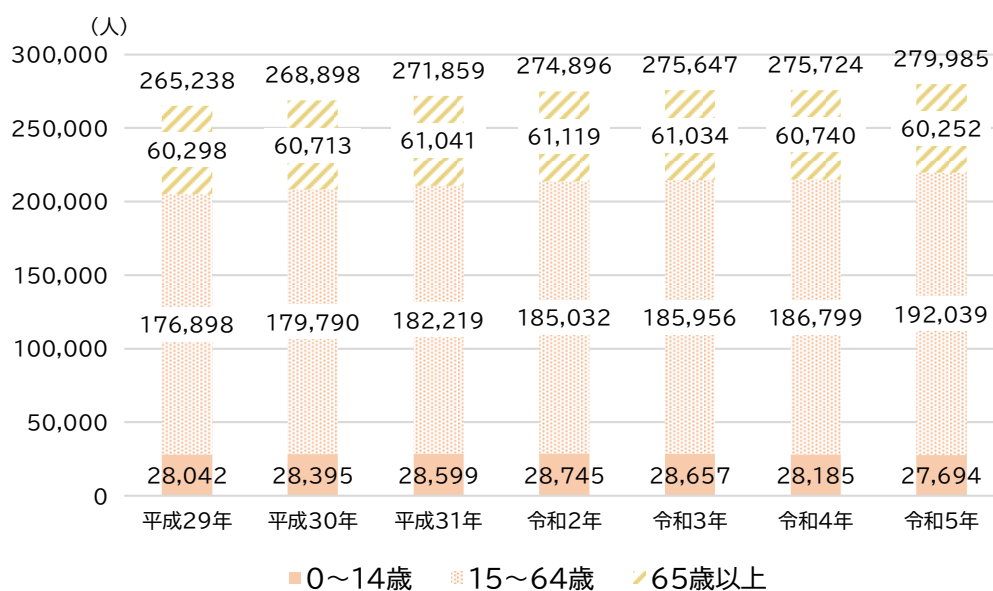
1 本区の人口動向

(1) 年齢3区分別人口の推移

本区では、人口は近年右肩上がりで推移しており、令和5年で 279,985 人となっています。

年齢3区分別で見ると、0～14 歳と 65 歳以上については、令和2年まで増加していましたが、以降は減少しています。一方、15～64 歳人口については増加が続いています。

■ 年齢3区分別人口の推移

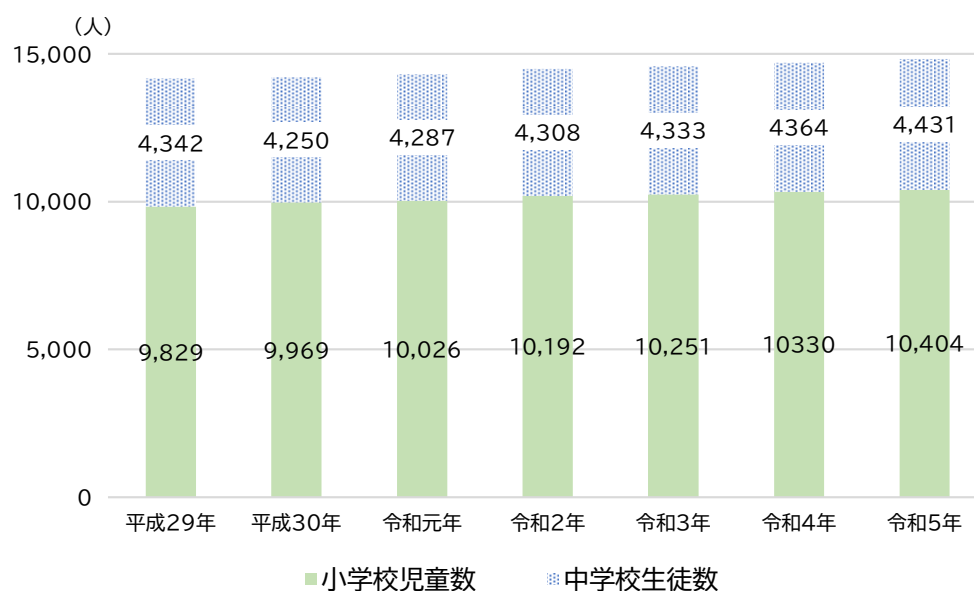


※住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)(各年1月1日現在)

(2)児童数・生徒数の推移

本区の公立小中学校における児童数・生徒数をみると、小学校児童数は近年右肩上がりで推移しており、令和5年で10,404人となっています。中学校生徒数も概ね増加傾向にあり、令和5年で4,431人となっています。

■児童数・生徒数の推移(公立)



※学校基本統計(東京都)(各年5月1日現在)

2 アンケート結果からみる状況

墨田区スポーツ推進計画の策定にあたり、区民のスポーツに関する実態・意識等を把握するため、また、関係団体・施設の運営状況等を把握するため、「墨田区スポーツ・運動に関するアンケート調査」を実施しました。

■アンケート実施概要

項目	区民※	区民(障害のある方)
調査対象者	区内に居住する18歳以上の方 (無作為抽出)	障害者手帳をお持ちの18～79歳の方 (無作為抽出)
調査期間	令和5年1月17日(火) ～2月5日(日)	令和5年1月18日(水) ～2月5日(日)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	郵送配布・郵送回収による本人記入方式

※障害のある方向けの調査と対象者が重複しないよう抽出を行った。

項目	団体	施設
調査対象者	区内で活動する スポーツ関係団体	区内の公立スポーツ施設
調査期間	令和5年1月20日(金) ～2月5日(日)	令和5年1月20日(金) ～2月5日(日)
調査方法	電子メールまたは郵送での配布・回収 による直接記入方式	電子メールでの配布・回収による 直接記入方式

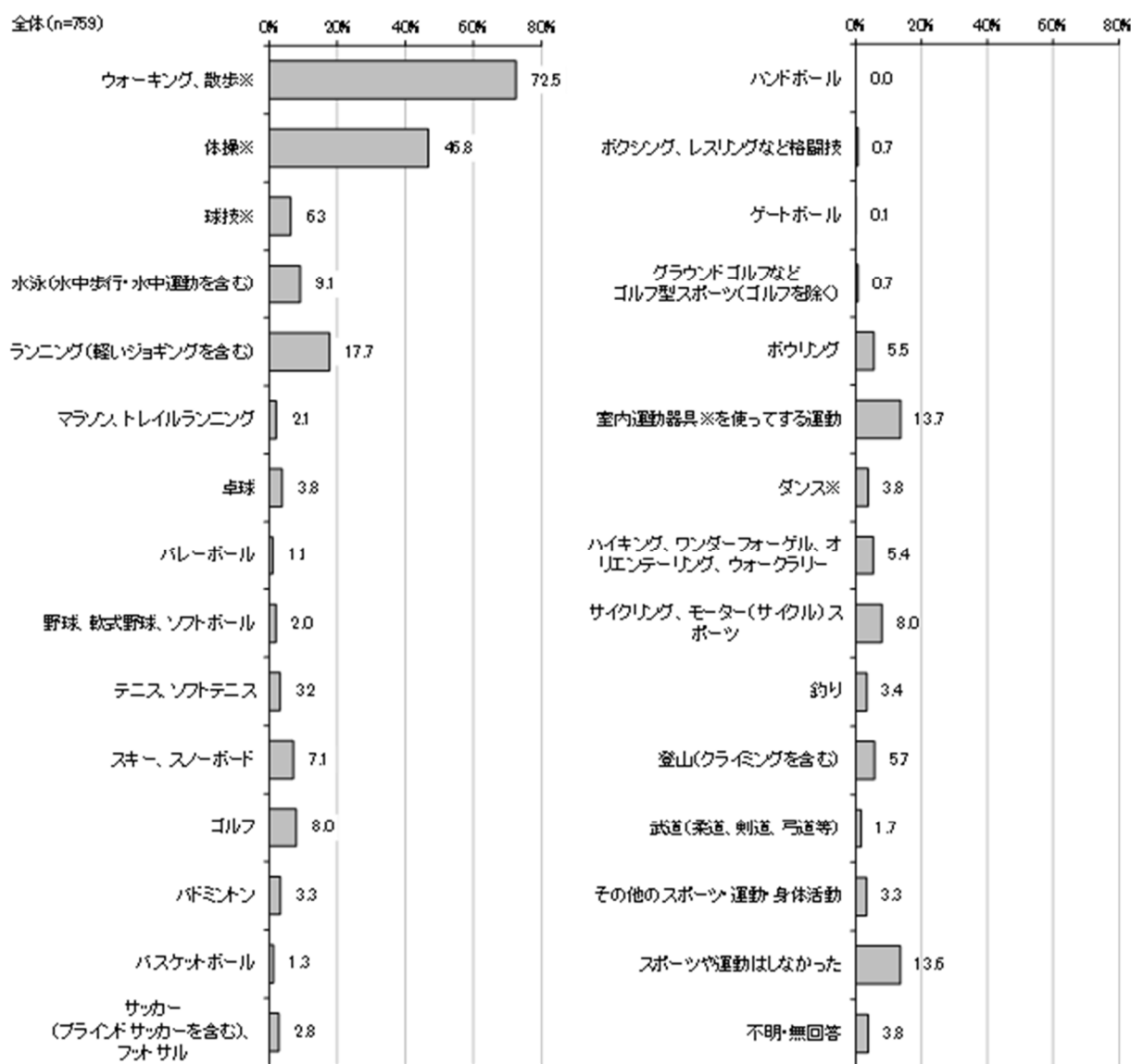
項目	区民	区民(障害のある方)	団体	施設
配布数	2,000件	1,000件	39件	5件
有効回収数	759件	424件	28件	5件
有効回収率	38.0%	42.4%	71.8%	100.0%

(1)スポーツの実施状況(年齢別)

全体では、直近1年間にスポーツを全く行っていない層も1割以上いる

全年齢をまとめてみると、「ウォーキング、散歩」や「体操」をはじめとして、様々なスポーツが実施されていますが、その一方、「スポーツや運動を実施しなかった」方も13.6%と一定以上存在しています。

■直近1年間のスポーツ実施状況



※区民調査

※印のついている種目については、調査時に下記のような説明を付した。

ウォーキング、散歩：散歩、ペットの散歩、意識的な階段利用などを含む

体操：ラジオ体操、職場体操、ストレッチ、エクササイズ、エアロビクス、ヨガ、ピラティス、縄跳び、腕立て伏せやスクワットなど筋力トレーニングを含む
球技：競技として行うものは除く。ボール等を用いた軽い運動や、ポッチャなど

室内運動器具：ウェイト器具、ランニングマシーン、バランスボールなど

ダンス：ジャズダンス、社交ダンス、フラダンス、バレエ、民謡踊り、車いすダンスを含む

30代以下では、実施割合は高いが頻度は高くなく、時間・きっかけや情報の不足が課題

30代以下は、直近1年間にスポーツや運動をしなかった割合(非実施割合)が7.7%と比較的低く、多くの人が何らか実施していますが、実施した層の中で週1日以上実施した割合は約6割にとどまっています。

スポーツをする上での支障(次ページ参照)としては、「時間がない・きっかけがない」が約7割と突出していますが、2番目に多い「どこで何ができるかわからない」も3割を超え、他年代より高くなっています。区内の各施設の認知状況としても、多くの施設で8割～9割程度の方が「知らない」としています。

40～50代では、情報は一定程度取得されているが、時間・きっかけの不足は30代以下と同様

40～50代においても、直近1年間の非実施割合が約1割と比較的低く、多くの人が何らか実施していますが、実施した層の中で週1日以上実施した割合は6割台半ばにとどまっています。

スポーツをする上での支障としては、「時間がない・きっかけがない」が6割台半ばと突出しています。2番目に多い「どこで何ができるかわからない」は23.3%と、30代に比べて低くなっています。

60代以上では、情報は一定以上取得されている一方、他年代に比べて実施状況は二極化の傾向

60代以上は、直近1年間の非実施割合が2割強と比較的高くなっています。一方、実施した層の中で週1日以上実施した割合は7割強と比較的高く、他年代に比べて二極化の傾向がみられます。

スポーツをする上での支障としては、「時間がない・きっかけがない」が23.3%と他年代を大幅に下回る一方、「特にない(スポーツをしようと思っていない場合も含む)」が約3割と最も高くなっています。区内の各施設について「知らない」とした割合は他年代を大幅に下回っています。

実施頻度が低い層(週1日未満)では、その頻度の低さの理由として、忙しさを挙げた方が他年代と同じく最も多い一方、次いで体調や体力の不安を挙げた方が2割弱と多くなっています。

■スポーツを実施する上で支障になっていること(複数回答)

単位: %		時間がない・きつかけがない	参加したいスポーツ教室・大会・イベントなどがない	どこで何ができるかよくわからない	技術・能力・体力面で不安があり、イベント等に参加しづらい	コロナ禍で活動できる場所・機会が減った	区内の公共スポーツ施設が不足している・予約が取れない	区内の公共スポーツ施設の質(設備など)が低い	区内の公共スポーツ施設の使い勝手(予約方法・利用時の制限など)がよくない
全体 (n=759)		51.3	10.4	23.3	14.6	14.9	10.1	2.0	5.9
性別	男性 (n=326)	49.4	9.2	19.6	12.9	16.6	13.8	2.8	6.7
	女性 (n=413)	54.0	11.4	26.2	16.7	14.3	7.5	1.5	5.3
年齢別	30代以下 (n=182)	68.1	12.1	30.2	15.9	11.0	10.4	2.7	3.3
	40~50代 (n=309)	65.7	12.9	23.3	13.9	17.8	11.3	1.9	6.8
	60代以上 (n=249)	23.3	6.0	17.7	15.3	14.9	8.8	1.6	6.8

単位: %		住んでいる地域にスポーツ施設(民間含む)が充実していない	体に障害があってもスポーツを行える環境がない	体に障害があっても行えるスポーツ・運動について情報が少ない	障害について周囲から理解を得られない	その他	特にない(スポーツをしようと思っていない場合も含む)	不明・無回答
全体 (n=759)		8.3	1.2	2.0	0.7	5.5	18.3	6.7
性別	男性 (n=326)	9.5	1.8	2.1	0.3	3.4	21.5	4.3
	女性 (n=413)	7.3	0.7	1.9	1.0	7.3	16.2	6.5
年齢別	30代以下 (n=182)	6.6	0.5	1.1	0.0	6.0	9.9	0.5
	40~50代 (n=309)	11.0	1.0	1.9	1.3	5.5	14.9	2.9
	60代以上 (n=249)	6.0	2.0	2.8	0.4	4.8	29.3	12.9

※区民調査

(2)中学生期のスポーツ実施状況別にみる各種の状況

中学生期の実施状況により、その後の実施状況や意向についても違いがみられる

中学生期にスポーツを「行っていた」層と「あまり行っていなかった」層とを比べて各種の状況の違いをみると、「直近1年間に週1日以上実施」の割合は、中学生期に「行っていた」層で 7.5 ポイント高くなっています。また、直近1年間の実施が週1日未満だった方について、その理由をみると、中学生期に「あまり行っていなかった」層では、「スポーツ・運動が好きではないから」「特に理由はない」の割合が5～10 ポイント程度高くなっています。

また、現在の実施状況には差がある一方、「運動不足を感じる」割合はほぼ差がない状況であることから、中学生期に「あまり行っていなかった」層では、運動が必要という意識水準が相対的に低い可能性が考えられます。

■中学生期のスポーツ実施状況別にみた各種の状況の違い(%)

中学生期の スポーツ実施状況	「直近1年間の実施が 週1日以上」	「直近1年間の実施が週1日未満」の理由		「運動不足を感じる」*
		「スポーツ・運動が 好きではないから」	「特に理由はない」	
行っていた (n=451)	63.2	1.9	4.4	82.3
あまり行っていなかった (n=176)	55.7	8.3	13.9	82.4

*:「大いに感じる」と「ある程度感じる」を合わせた割合

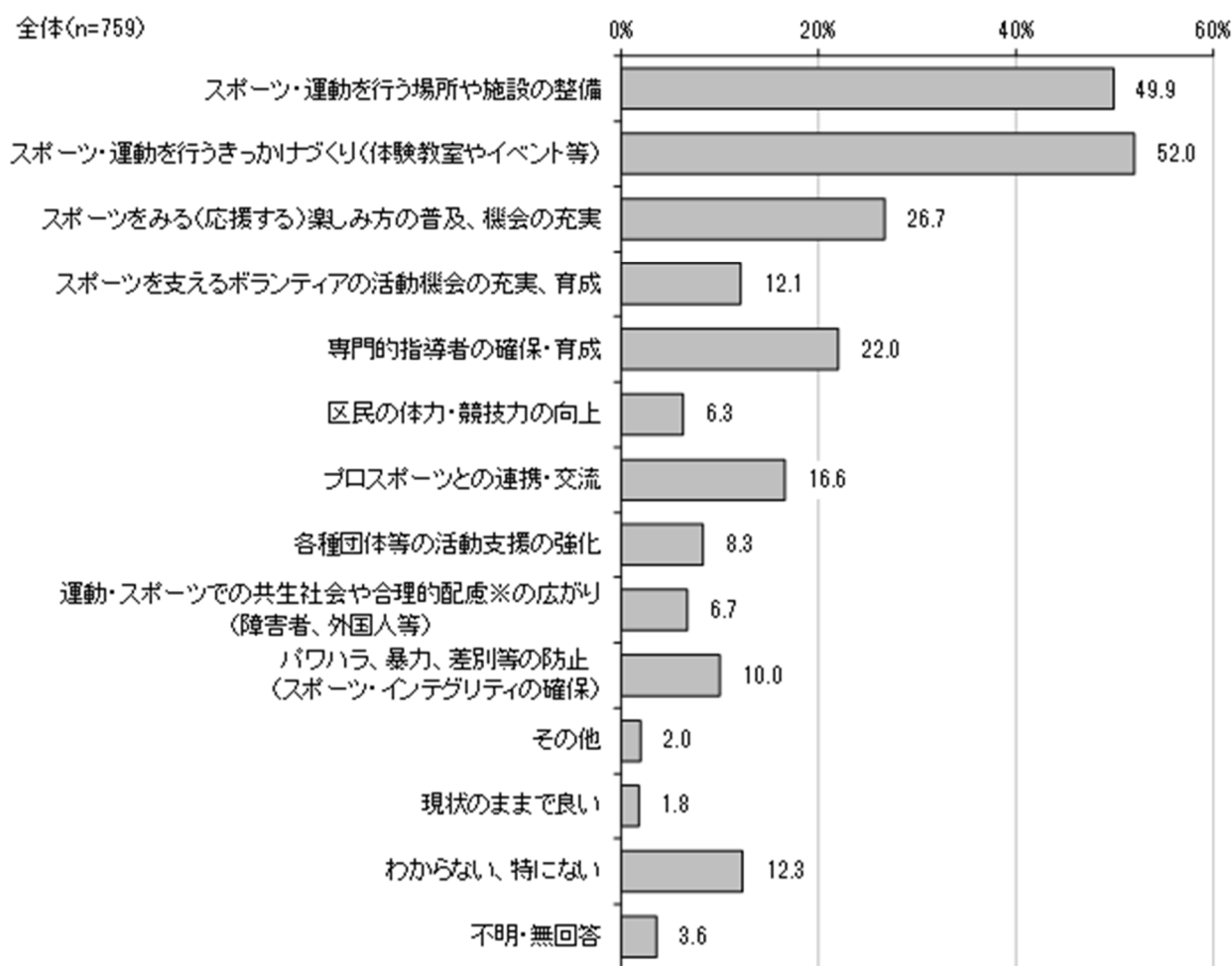
※区民調査

(3) 大切だと思う取組

スポーツが盛んになるために「場所や施設の整備」が大切との声が多い一方、施設認知度は低調

特に大切だと思うこととしては、「スポーツ・運動を行うきっかけづくり」に次いで「スポーツ・運動を行う場所や施設の整備」が49.9%と多くなっており、実施環境の整備も重要視されている状況です。一方、特に若年層を中心として、区内の施設の認知度は必ずしも高くなく、30代以下では多くの施設で8～9割の方が「知らない」としています。

■ 区でスポーツがもっと盛んになるために特に大切だと思うこと(3つまで選択)



※区民調査

(4)スポーツの実施状況(障害のある方)

実施状況には二極化がみられ、実施頻度が低い層では身体面の不安等が理由になっている

障害のある方においては、「スポーツや運動を実施しなかった」方は 20.3%と、その他区民(13.6%)に比べて高くなっています。一方、実施した層の中では、週1日以上実施した割合は7割を超え、また週3日以上実施した割合は4割を超えており、二極化の傾向がみられます。

実施頻度が低い層(週1日未満)では、その頻度の低さの理由として、「活動したいが、身体的にできない」が 32.1%と最も高くなっています。年齢別でみると、30代以下では「活動したいが、時間がない」が 30.0%と最も高くなっています。

■実施頻度が週1日未満だった理由(複数回答)

単位: %		活動したいが、身体的にできない	活動したいが、身近なところがない	活動したいが、自分の情報に合ったスポーツや運動がない	活動したいが、一緒にスポーツや運動をする人がいない	活動したいが、時間がない	その他	活動したいと思わない	不明・無回答
全体(n=137)		32.1	6.6	11.7	12.4	19.0	10.9	18.2	13.1
性別	男性(n=63)	36.5	3.2	6.3	9.5	19.0	11.1	20.6	11.1
	女性(n=65)	29.2	7.7	15.4	12.3	16.9	12.3	18.5	13.8
年齢別	30代以下(n=30)	10.0	10.0	10.0	20.0	30.0	0.0	16.7	23.3
	40～50代(n=30)	33.3	6.7	10.0	16.7	20.0	13.3	16.7	16.7
	60代以上(n=69)	43.5	2.9	11.6	4.3	11.6	15.9	21.7	5.8

※区民(障害のある方)調査

実施上の支障が「特にない」層が多く、実施イメージのない方も多いと考えられる

スポーツをする上での支障としては、「特にない(スポーツをしようと思っていない場合も含む)」が24.3%と最も高くなっており、実施するイメージのない方が多いと考えられます。一方、50代以下では「時間がない・きっかけがない」、また30代以下では「どこで何ができるかよくわからない」も高くなっています。

■スポーツを実施する上で支障になっていること(複数回答)

単位: %		時間がない・きっかけがない	参加したいスポーツ教室・大会・イベントなどが無い	どこで何ができるかよくわからない	技術・能力・体力面で不安があり、イベント等に参加しづらい	減った コロナ禍で活動できる場所・機会が	区内の公共スポーツ施設が不足している・予約が取れない	区内の公共スポーツ施設の質(設備など)が低い	区内の公共スポーツ施設の使い勝手(予約方法・利用時の制限など)がよくない
全体(n=424)		17.2	9.0	16.0	16.5	11.8	4.7	2.4	4.5
性別	男性(n=207)	17.4	6.8	13.5	16.9	15.0	6.8	2.9	4.8
	女性(n=167)	19.8	13.2	21.0	19.2	10.8	2.4	1.2	4.2
年齢別	30代以下(n=88)	27.3	14.8	25.0	21.6	18.2	8.0	3.4	9.1
	40～50代(n=94)	26.6	17.0	18.1	19.1	16.0	5.3	2.1	3.2
	60代以上(n=194)	10.3	3.6	12.4	15.5	9.3	3.1	1.5	3.1

単位: %		住んでいる地域にスポーツ施設(民間含む)が充実していない	体に障害があってもスポーツを行える環境がない	体に障害があっても行えるスポーツ・運動について情報が無い	障害について周囲から理解を得られない	その他	特にない(スポーツをしようと思っていない場合も含む)	不明・無回答
全体(n=424)		5.4	10.4	12.3	7.1	5.7	24.3	16.7
性別	男性(n=207)	6.3	11.6	13.0	4.8	7.7	29.5	9.2
	女性(n=167)	6.0	9.6	14.4	12.0	4.8	22.8	10.2
年齢別	30代以下(n=88)	8.0	10.2	10.2	12.5	4.5	22.7	4.5
	40～50代(n=94)	8.5	8.5	14.9	12.8	5.3	21.3	6.4
	60代以上(n=194)	4.1	11.9	14.4	3.6	7.7	30.4	14.4

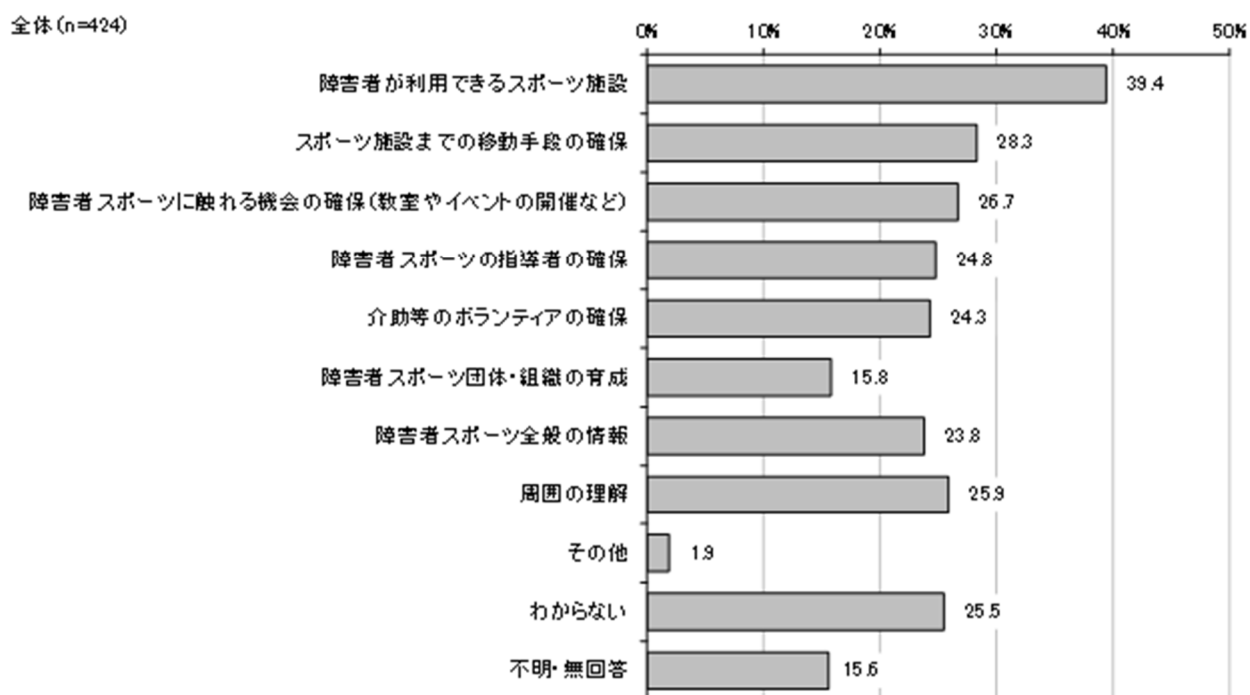
※区民(障害のある方)調査

(5)障害のある方がスポーツを行う上で必要だと思うこと

「障害者が利用できるスポーツ施設」や各種の「支える」活動などが必要視されている

障害のある方の意見として、障害者がスポーツを行う上で必要なものは「障害者が利用できるスポーツ施設」が 39.4%と最も高く、次いで「スポーツ施設までの移動手段の確保」が 28.3%、「障害者スポーツに触れる機会の確保」が 26.7%となっています。また、介助等のボランティアや障害者スポーツの指導者など、「支える」活動の担い手も必要視されています。

■障害のある方がスポーツを行う上で必要だと思うこと(複数回答)



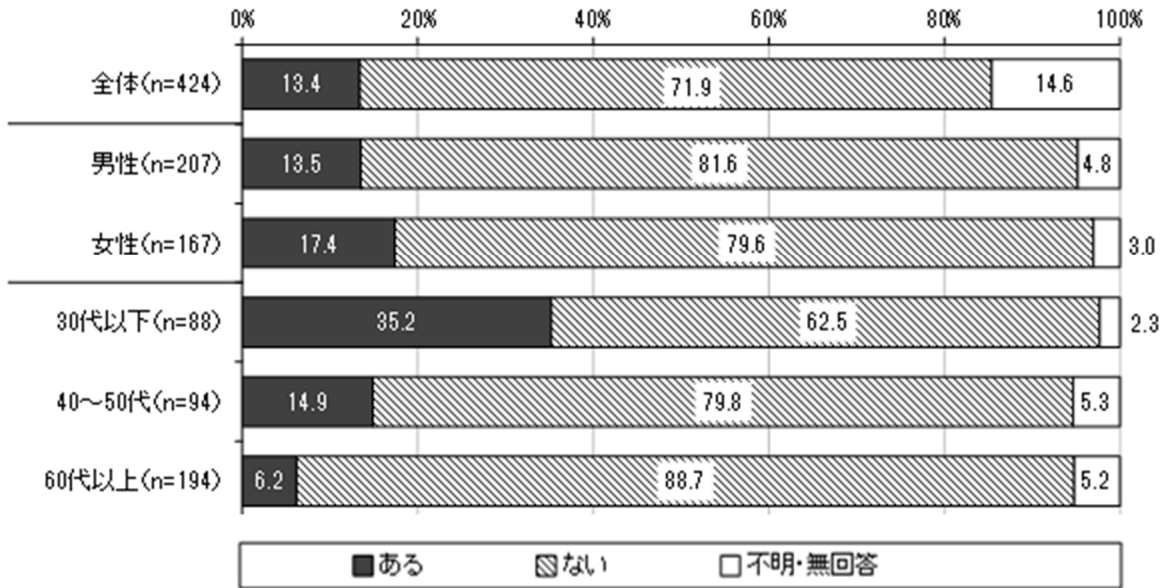
※区民(障害のある方)調査

(6)障害者スポーツの体験率

障害の有無に関わらず、体験率は低調であり、特により高齢の層で顕著に低い

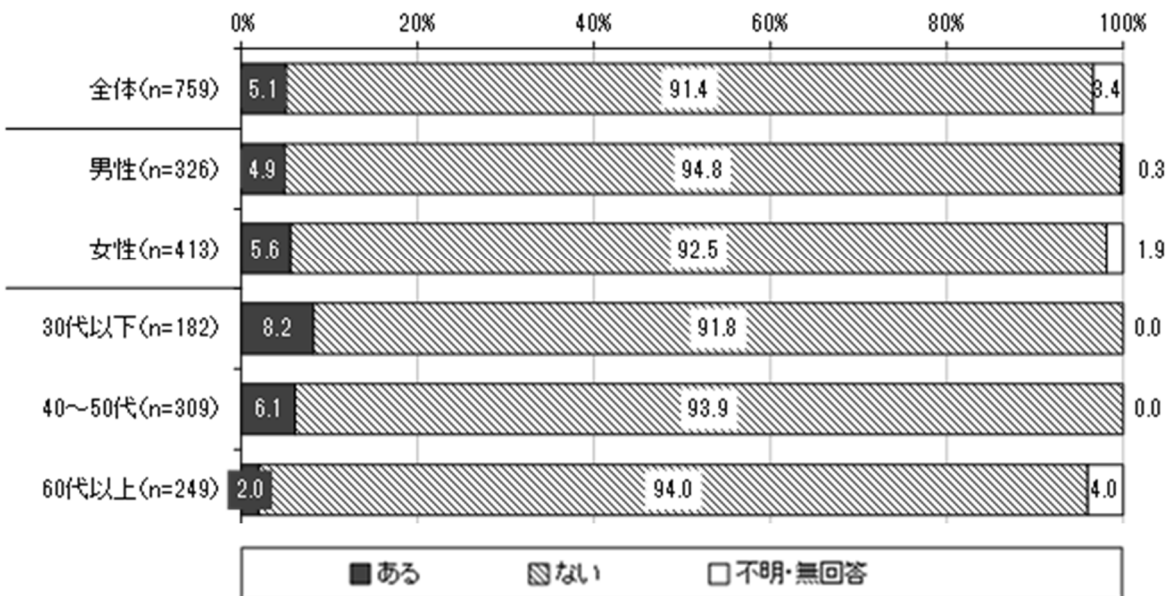
障害者スポーツを体験したことがない割合は、障害のある方において 71.9%、その他区民では 91.4% となっており、障害の有無に関わらず体験率は低調な状況です。障害のある方においては、年齢別でみると、30代以下では体験率が 35.2%と比較的高くなっています。

■障害者スポーツを体験したことの有無(障害のある方)



※区民(障害のある方)調査

■障害者スポーツを体験したことの有無(その他区民)



※区民調査

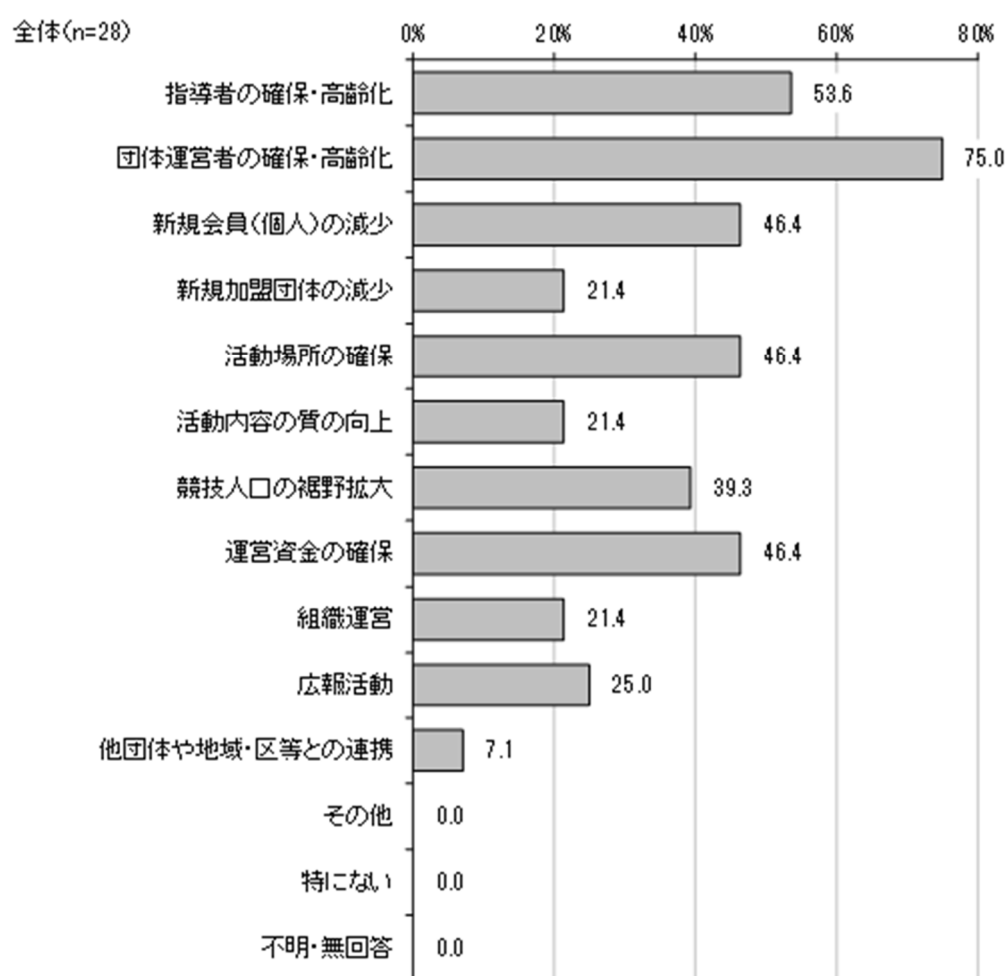
(7)スポーツ関係団体における活動上の課題

運営者や指導者など「支える」人材の確保をはじめ、様々な課題感が生じている

スポーツ関係団体において、活動上の課題として挙げられている内容は、「団体運営者の確保・高齢化」が75.0%と最も高く、次いで「指導者の確保・高齢化」が53.6%となっており、「支える」活動の担い手の確保を中心に幅広い事項が課題視されています。

また、地域や区、他団体等と連携を深めたいと回答した団体も35.7%となっており、連携の推進も求められています。

■団体における活動上の課題(複数回答)



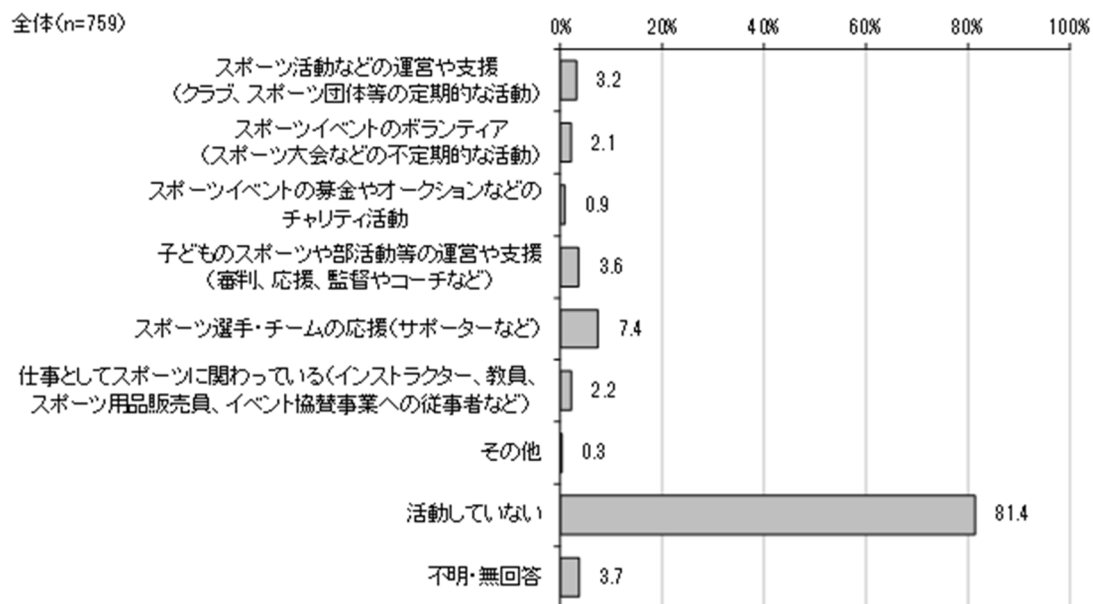
※団体調査

(8)「支える」活動に関する状況

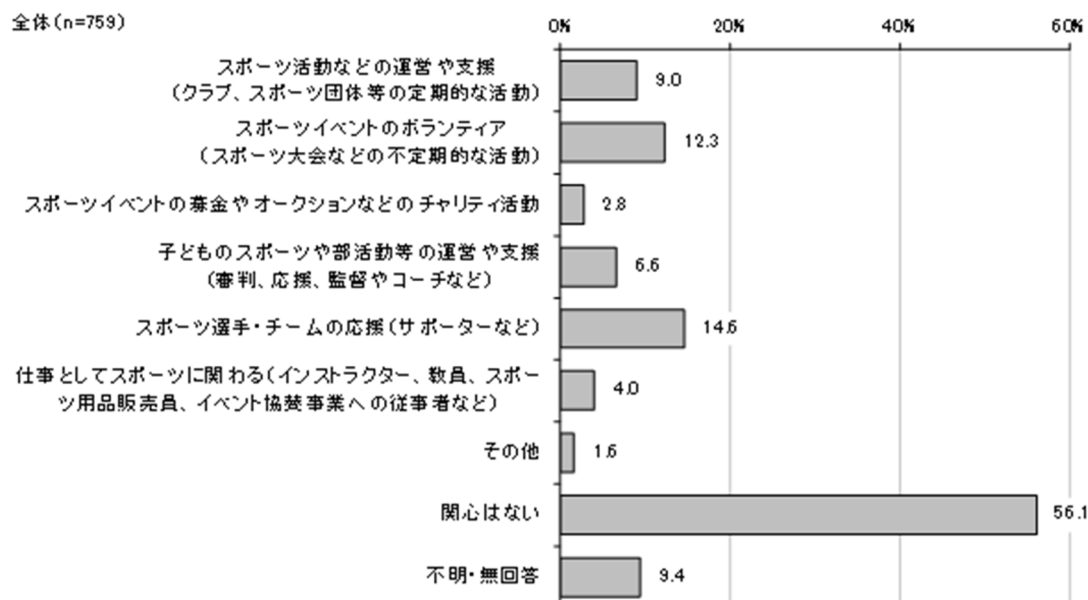
関心のある割合に比べて、実施状況は低調

支える活動の直近1年間の非実施率は 81.4%と高い一方、関心がない割合は 56.1%にとどまっています。具体的な活動別にみると、特にイベントのボランティアは、関心のある割合が直近1年間の実施率を 10ポイント以上上回っており、関心があっても実際の活動に結び付いていない状況です。

■直近1年間に実施した「支える」活動(複数回答)



■関心のある「支える」活動(複数回答)

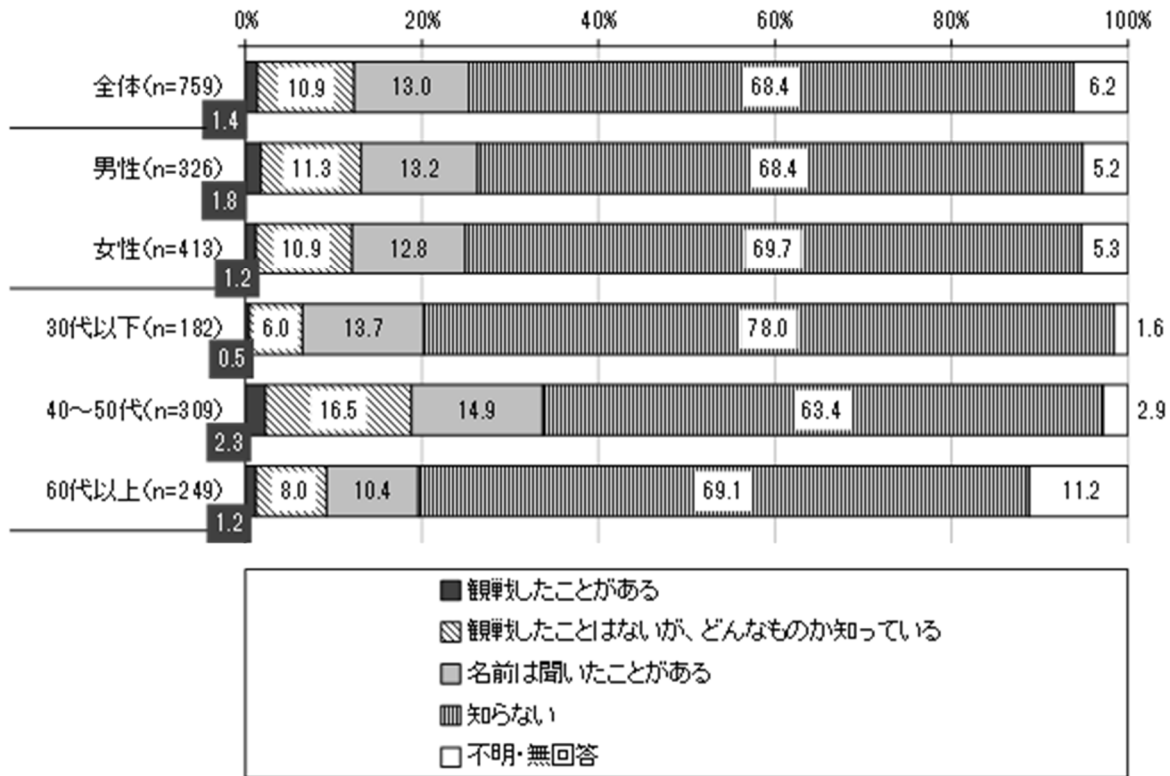


※区民調査

ホームタウンスポーツチームの観戦体験がある方は限定的

区のホームタウンスポーツチームであるフウガドールすみだについて、観戦体験率は1.4%と限定的な状況です。また、「知らない」と答えた割合が68.4%と高く、特に30代以下では78.0%となっています。一方で、前ページのグラフの通り、スポーツチームの応援に関心をもつ層も14.6%と一定以上存在しており、関心のある割合に比べて観戦体験率や認知度は低調な状況です。

■区のホームタウンスポーツチーム(フウガドールすみだ)への接触・認知状況



※区民調査

3 本区のスポーツ推進における課題のまとめ

誰もがスポーツに親しみ、楽しめる環境について

- 区内の小中学生においては、運動やスポーツをすることがきらいという層が一定以上存在しており、特に小学生より中学生、男子より女子で、その割合が高い状況です。子どもの頃のスポーツの実施状況は、その先のスポーツへの関わり方にも影響を及ぼしうることから、子どもがスポーツに親しみ、楽しめるような取組が求められます。
- 20～50代の働き盛り世代・子育て世代においては、時間やきっかけがないことが、スポーツを行う上での支障となっており、ライフスタイルに配慮した機会の設定が求められます。また、特に30代以下の若年層では、どこで何ができるかよくわからないことも実施の上で支障となっています。
- 60代以上においては、スポーツを比較的高頻度で実施している層と、全く実施していない層とで、二極化が生じている状況です。また、実施頻度が低い層では、その理由として身体面の不安等が挙げられています。体を動かすことは、健康寿命の延伸や介護予防の点からも重要であるため、不安なく取り組める機会の提供が求められます。
- スポーツをする上での取り組み方には、気軽に親しみ楽しむというものだけでなく、自身の能力や競技力の向上を目指すという取り組み方もあることから、そのための環境整備等も重要です。
- 区でスポーツが盛んになるためには「場所や施設の整備」が大切との声が多い一方、各施設の認知度は必ずしも高くない状況です。整備の方針を適切に検討することに加え、区内のスポーツ環境について区民が把握できるよう工夫することが求められます。

本計画では、

基本目標1 「誰もがスポーツに親しみ、楽しめる環境の整備」

における施策(P31～)を通して、課題に対応していきます。

障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる環境について

- 障害のある方においては、スポーツを比較的高頻度で実施している層と、全く実施していない層とで、二極化が生じている状況です。実施頻度が低い層では、その理由として身体面の不安等が挙げられており、障害の状況に応じて不安なくスポーツを楽しめる機会づくりが求められます。
- 障害がある方の意見として、スポーツを行う上で必要なものは「障害者が利用できるスポーツ施設」との声が多くなっています。一方、実施の上での支障としては、特に若年層において、どこで何ができるかわからないことが挙げられています。整備の方針を適切に検討することに加え、区内のスポーツ環境について障害のある方が把握できるよう工夫することが求められます。
- 障害がある方においては、スポーツを行う上で必要なものとして各種の「支える」活動が挙げられています。実施時の介助だけでなく、施設までの移動の手助けや指導者の確保など、多方面から「支える」活動が必要視されており、そうした活動を担う人材の育成が求められます。
- 障害者スポーツを体験したことがない方は、障害のある方の中でも多く、その他の区民においてはほとんどが体験していない状況です。障害の有無を超えたつながりの形成や、共生社会の推進に向けて、障害者スポーツの普及・啓発が求められます。



本計画では、

基本目標2 「障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる環境づくり」

における施策(P39～)を通して、課題に対応していきます。

スポーツを支える活動について

- スポーツ指導者の果たす役割は大きく、部活動の地域移行等も生じている中、その確保はスポーツ推進の上で一層重要となっています。また、スポーツ事故を防ぐ体制、スポーツインテグリティなど、様々な視点での資質向上も必要であり、情報提供等を通じた指導者の育成が求められます。
- 地域のスポーツ推進において重要な役割を担うスポーツ関係団体においては、運営者の確保をはじめとして様々な活動上の課題が生じており、また、区や他団体等との更なる連携も望まれている状況です。会議等における情報共有や活動への支援、また各種の事業における積極的な連携が求められます。
- スポーツを「支える」活動の実施状況は低調な一方、何らかの「支える」活動に関心のある方は一定以上存在しています。特にイベントボランティアについては、関心がある割合を、実施した割合が大きく下回っており、関連した活動機会の提供・活躍の場づくりが求められます。

本計画では、

基本目標3 「スポーツを支える人・団体が活躍できる場づくり」

における施策(P43～)を通して、課題に対応していきます。

スポーツを通じた地域交流について

- スポーツは、人と人の絆を深め、地域のつながりやにぎわいといったものの創出を通して地域力を高める効果が期待されるものであり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーや区内施設など、地域資源を活用したイベントによるにぎわい創出が求められます。また、こうしたイベントが、スポーツに関心がない層もスポーツに関わる入口となるよう、他分野と連携したイベントとするなどの工夫も重要です。
- 本区では、本区をホームタウンとするスポーツチームや、区内企業のスポーツチームなどが活躍しており、区の重要なスポーツ資源となっていますが、観戦したことのある区民の割合は限定的であり、また、そうしたチームを知らないという方も多い状況です。一方、スポーツチームの応援に関心をもつ層もいる状況であり、観戦や交流の機会創出をはじめとした一層の連携を通して地域スポーツを推進していくことが求められます。
- スポーツは、区内だけでなく、国内外の他都市とのつながりも創出しうるものであり、都市間のスポーツ交流は区外の方に墨田区を知ってもらうことや地域の活性化にもつながります。また、青少年においては、区を越えた活躍の機会があることで、競技力向上にもつながります。こうした効果を発揮できるよう都市間のスポーツ交流を図ることが重要です。

本計画では、

基本目標4 「“すみだ”のスポーツ資源を通じた地域交流の促進」

における施策(P47～)を通して、課題に対応していきます。

第 3 章 計画の理念・目標

1 「すみだのスポーツ」の基本理念

「すみだのスポーツ」推進の上で、本計画では、

「誰もがスポーツを楽しみ、スポーツでつながるまち すみだ」

を基本理念とします。

- 子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、運動が得意な人も苦手な人も、自分の興味・関心・適性に合った「マイスポーツ」*を見つけ、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる
- スポーツを「する」だけでなく、「みる」「支える」活動など、自分の興味・関心に合った形で誰もがスポーツに関われる機会がある
- 誰もがそれぞれのスポーツライフを確立し、生涯にわたって心身の健康を保ち、いきいきと暮らせる
- それぞれが各自の状況に応じてスポーツに関わることで、世代や立場を超えたつながりが生まれ、地域が活性化していく

*マイスポーツ:自分の興味・関心・適正に合ったスポーツのこと



音声コード

2 本計画における基本目標

前章で示した区が抱える課題を解決するとともに、基本理念である「誰もがスポーツを楽しみ、スポーツでつながるまち すみだ」を実現するため、施策を展開する方向として、4つの基本目標を掲げ、本区のスポーツ推進を図ります。

基本目標 1

誰もがスポーツに親しみ、
楽しめる環境の整備

誰もが生涯にわたり、自分の興味・関心・状況にあわせて、スポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えます。

基本目標 2

障害の有無にかかわらずスポーツを
楽しめる環境づくり

障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しむことができる環境を整えます。

基本目標 3

スポーツを支える人・団体が
活躍できる場づくり

スポーツを「する」「みる」以外の重要な活動として、周囲で「支える」活動を推進します。

基本目標 4

“すみだ”のスポーツ資源を通じた
地域交流の促進

墨田区にあるスポーツ資源を活用し、スポーツを通して地域のつながりを育みます。

3 本計画における数値目標

国は、第3期スポーツ基本計画において、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%以上にすることを目標に掲げていることを踏まえ、区においても、スポーツを通じたまちづくりを目指し、本計画において以下のとおり目標を掲げます。

- 「週に一回以上運動・スポーツをしている」成人区民の割合
現状値(令和 4年度):63.0%
目標値(令和12年度):70.0%
- 「いつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されている」と思う区民の割合
現状値(令和 4年度):51.7%
目標値(令和12年度):60.0%

※現状値は、「令和4年度 墨田区住民意識調査」より

4 施策の体系

基本理念及び4つの基本目標の達成を目指し、基本目標ごとに施策の方向を示し、具体的な取組を進めていきます。

基本目標	施策の方向
① 誰もがスポーツに親しみ、 楽しめる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①子どものスポーツ推進 ②働き盛り・子育て世代のスポーツ推進 ③高齢者のスポーツ推進 ④競技力の向上 ⑤区民のニーズを踏まえた、スポーツ施設の 適正かつ安心・安全な管理運営
② 障害の有無にかかわらず スポーツを楽しめる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者がスポーツを楽しめる機会の充実 ②障害者がスポーツを楽しめる施設環境の充実 ③障害者のスポーツ活動を支える人材の育成 ④障害者スポーツの普及・啓発と共生社会の推進
③ スポーツを支える人・団体が 活躍できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ指導者の育成・発掘 ②地域のスポーツ関係団体との連携 ③すみだスポーツボランティアの育成・活躍
④ “すみだ”のスポーツ資源を 通じた地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツによる地域のにぎわいの創出 ②ホームタウンスポーツチーム等との連携 ③都市間のスポーツ交流

第 4 章 施策の展開

基本目標 1

誰もがスポーツに親しみ、楽しめる環境の整備

子ども、成人、高齢者など、世代やその時の状況によって、スポーツ・運動との関わり方は様々で、また、スポーツ・運動を実施する上で支障になっていることも異なります。

各ライフステージにおいて、それぞれの生活スタイルやニーズを的確に把握して、それに応じたスポーツ活動を推進することで、区民全員が、生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保ち、生き生きと生活できる環境を整えます。

【目標における指標】

■運動やスポーツをすることがきらいな小学生・中学生の割合

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
小学校第5学年男子 7.7%	小学校第5学年男子 5%
中学校第2学年男子 10.9%	中学校第2学年男子 5%
小学校第5学年女子 11.2%	小学校第5学年女子 10%
中学校第2学年女子 18.7%	中学校第2学年女子 10%

※東京都スポーツ推進総合計画における中学2年生の目標値(令和6年度)と同じ

■直近1年間でスポーツ・運動をしなかった人の割合

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
13.6%	0%に近づける

※スポーツ庁第3期スポーツ基本計画における目標値(令和8年度)と同じ

■スポーツ施設の利用件数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
718,757件	850,000件

■学校体育施設の利用者数

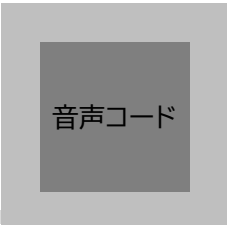
現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
454,165人	500,000人

① 子どものスポーツ推進

子どもの頃からスポーツに親しむことは、基本的な運動動作や体力を身につけるとともに、仲間と協力することの楽しさや達成感を体験することで、自信を深めることにもつながります。また、そのことが大人になってからもスポーツを楽しみたいと思う気持ちにつながることで期待できることから、子どもがスポーツの魅力を実感できる機会を充実させ、遊びやレクリエーションを通じて体を動かす楽しさを実感できるきっかけづくりを推進します。

【主な取組】

取組	内容
学校での体力づくり (指導室)	すべての小・中学校で「特色ある体力向上の取組『一校(一園)一取組』運動」を実施し、みんなで楽しく体を動かす機会を積極的に取り入れます。
未就学児の 体力づくり (子育て政策課、 スポーツ振興課)	就学前に体を動かす楽しさを体験してもらい、就学前から友達や家族と体を動かしてコミュニケーションを図り、遊びを通じて楽しみながら運動を好きになるきっかけづくりを提供します。
ニュースポーツ 体験会 (スポーツ振興課)	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブなど様々なスポーツ団体がスポーツ・運動が苦手な方でも気軽に体験でき、体を動かす楽しさを感じることができるよう、キンボールスポーツやネイチャーゲームなどのニュースポーツ体験会を実施します。スポーツの楽しさを体験してもらい、体を動かすきっかけを提供します。
子どもの居場所での 体力づくり (子育て政策課)	放課後に子どもたちが集まる学童クラブや児童館などで、児童に健全な遊びやレクリエーションを通じて、体を動かす楽しさを体験してもらい、体を動かすきっかけを提供します。
中学校部活動の 地域移行 (指導室)	中学校を拠点とする部活動について、地域を拠点とする活動へ移行する方針が国から示されたことに伴い、区の地域資源を活かし剣道、フットサルなどの分野で、区立中の生徒なら誰でも参加できる地域部活動の運営を行い、スポーツ・運動の楽しさを改めて感じてもらう機会を提供します。



② 働き盛り・子育て世代のスポーツ推進

働き盛り・子育て世代となると、スポーツを実施しなくなる、または実施頻度が下がる傾向が見られます。仕事や子育てなどで忙しい世代のニーズを踏まえ、スポーツを気軽に楽しめる環境の整備を推進することが、生涯を通じたスポーツ活動の習慣化につながることを期待できます。実際に実施してみるきっかけを創出するため、各種の情報媒体やライフスタイルに配慮したイベント・事業等を通して、スポーツに関する情報のより積極的な提供や機会の創出を行うことで、きっかけづくりを推進します。

【主な取組】

取組	内容
区立スポーツ施設等における多様な運動プログラム(スポーツ振興課)	区民に身近な区立スポーツ施設において、働き盛り・子育て世代がスポーツに親しめるよう、時間帯や内容(初心者を対象としたプログラムなど)を工夫し、出勤前や仕事帰りに参加できるプログラムなどを充実させます。
親子、家族で参加できる事業(スポーツ振興課)	墨田区スポーツ推進委員協議会が主催する親子や家族で参加できるレクリエーション大会やファミリーキャンプなど、親子参加型の事業を実施することで、働き盛り・子育て世代に体を動かすきっかけづくりを提供します。
働き盛り・子育て世代をターゲットにした情報発信(スポーツ振興課)	働き盛り・子育て世代において、スポーツ・運動に関心のない方、関心があっても取り組めない方を対象に、スポーツ・運動に係る情報が行き届くよう、各種広報の媒体やスポーツ関連以外の施設や団体と連携するなど、積極的に情報発信していきます。
墨田区版健康経営支援事業(保健計画課)	健康経営として、業務中に定期的な運動の機会をつくるなど、従業員の健康増進に取り組む区内の事業所を応援するため、「すみだ健康チャレンジ宣言」の制度を設けて、区と健康経営サポーターが伴走支援していきます。
身体活動向上プロジェクトの推進(保健計画課)	誰でも気軽にできるウォーキングの普及及び習慣化を図るため、区内を巡るコースの案内と健康情報を盛り込んだウォーキングマップを作成・配布しているほか、区民をはじめとした参加者に7日間の総歩数を測っていただく、「すみだ1ウィーク・ウォーク」を実施します。

③ 高齢者のスポーツ推進

高齢になっても、適度な運動をすることにより、健康・体力を保持・増進することができ、介護予防・フレイル予防や日々の暮らしの充実にもつながります。体力や健康状態に合わせてスポーツを行える環境を整備するとともに、世代を問わず参加できる内容の活動機会等を創出し、高齢者のスポーツ推進を図るとともに、仲間づくりや生きがいづくりにつなげます。

【主な取組】

取組	内容
高齢者向け運動教室 (スポーツ振興課)	65歳以上の方を対象に、ウォーキング、ストレッチング、リズム運動等、介護予防を目的とした運動教室を実施し、生涯を通じた健康維持とともに、参加者同士の交流を促すなど、高齢者の生きがいづくりを支援します。
区民健康体操等の普及事業(保健計画課、スポーツ振興課)	いつでも、どこでも、気軽にできる区民健康体操である『すみだ花体操(つつじ編)』や、毎朝行っているラジオ体操を普及することで、日常的に体を動かす習慣を身に付けるきっかけを提供します。
介護予防普及啓発事業(高齢者福祉課)	65歳以上の方を対象に、筋力や身体機能、認知機能の維持及び向上を目的とした介護予防のプログラムを提供し、介護予防に関する知識及び取組を普及啓発することで高齢者の元気な暮らしを支援していきます。

④ 競技力の向上

スポーツをする上での取り組み方には、気軽に親しみ楽しむというものだけでなく、自身の能力や競技力の向上を目指すという取り組み方もあります。各種スポーツ競技大会の開催を通して、日頃の活動成果を発揮できる環境を整備し、意欲や競技力の向上の促進を図ります。また、スポーツの指導に従事する団体・人材に対し、活動支援を行うほか、指導力の向上に資する研修機会や各種情報を提供し、競技力向上の促進を図ります。

【主な取組】

取組	内容
区民大会等の開催 (スポーツ振興課)	日頃の練習の成果を発揮する機会となる「区民大会」の実施や、各競技団体主催の大会の支援を通し、区民のスポーツ活動の普及と体力向上を目指すとともに、参加者間の親睦を図る機会を提供します。
ジュニア育成事業の実施(スポーツ振興課)	墨田区体育協会加盟団体やホームタウンスポーツチームがジュニアスポーツの普及と地域のジュニア選手の発掘・強化を目的として、小・中・高校生を対象としたスポーツ教室、大会、強化練習などを実施し、競技力向上のみならず健全な青少年の育成を目指します。
区立中学校連合陸上競技大会(指導室)	区立中学校におけるスポーツの発展と健康で心豊かな中学生の育成を目的に、年に一度、区立中学生を対象とした陸上大会を実施することで、基礎体力の向上や学校間の交流を図ります。
研修会の実施(スポーツ振興課)	墨田区体育協会などのスポーツ関係団体と協力・連携しながら、指導者を対象とした研修会を実施することで資質の向上を図るとともに、スポーツを安全に、正しく、楽しく指導できる指導者を養成します。

⑤ 区民のニーズを踏まえた、スポーツ施設の適正かつ安心・安全な管理運営

区全体でスポーツを盛んにしていく上では、実施する場所の整備が重要であり、その重要性は区民アンケートでも多く挙げられています。区民にとって身近で快適に利用できるスポーツ施設をはじめ、公園や児童遊園、スポーツ施設以外の場所を有効に活用し、区民ニーズを満たす安心・安全なスポーツ環境の実現に向けて、適正な管理運営と整備を推進します。また、区民ニーズを踏まえつつ、今後のスポーツ施設の整備について検討します。

【主な取組】

取組	内容
区立のスポーツ施設の適正な維持管理及び効果的な運営(スポーツ振興課)	区民がスポーツ・運動を行う身近な場所である、区立スポーツ施設を適正に維持管理します。また、民間業者の持つ専門的なノウハウを活かすため、指定管理者との連携を図るとともに、利用者ニーズに応じた開館時間の見直しをはじめ、誰もが安心して気軽に楽しめる魅力的なプログラムを提供します。また、ネーミングライツを導入するなど、効率的な施設運営を行います。
公園・児童遊園の適正な維持管理(道路公園課)	地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所として、また、幅広い年代の区民が気軽に体を動かせる場となるよう健康器具の設置をはじめ、アーバンスポーツなどの新たなニーズも踏まえた、魅力的な公園・児童遊園の管理運営・整備を行います。
スポーツ施設以外の施設等の有効活用(スポーツ振興課、その他複数課)	区民がスポーツ・運動を行うことができる身近な場所として、学校体育施設をはじめ、すみだ生涯学習センターやコミュニティ施設等の区立施設、川沿いの遊歩道などの公共空間の有効活用を図るとともに、区民が気軽に体を動かせる場として適正に管理・運営します。
新たなスポーツ施設整備の検討(スポーツ振興課)	区民がスポーツ・運動を身近な場所でできる機会をより一層充実するため、区民ニーズを踏まえつつ、体育館などの誰もが安心して利用できる新たな区立スポーツ施設の整備を検討します。

基本目標 2

障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる環境づくり

スポーツ基本法にも定められるように、スポーツを通じて豊かな生活を営むことは、誰もが有する権利であり、障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる環境づくりは、障害のある方の自立や社会参画につながる重要なものです。障害のある方もない方も楽しめるスポーツのあり方を普及させるとともに、そうしたスポーツを行える施設環境の充実、支える人材の育成などを通し、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しめ、地域とつながることができる環境づくりを進めます。

【目標における指標】

■直近1年間でスポーツ・運動をしなかった障害者の割合

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
20.3%	15%

■墨田区初級パラスポーツ指導員養成講習会修了登録者数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
—	200人

■パラスポーツを体験したことがある人の割合

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
一般 5.1%	10%

※パラスポーツ(車いすテニスやボッチャ等の障害者スポーツ)の体験に関するアンケート結果より

① 障害者がスポーツを楽しめる機会の充実

障害のある方にとって、日常的にスポーツを楽しめる機会があることは、多様な社会参画の機会の確保につながるものです。また、障害の有無を問わず誰もが参加できるユニバーサルスポーツを推進していくことは、社会全体にとって、共生社会への歩みを進める上で大きな意義があります。活動機会の創出や情報提供等を通し、障害のある方がスポーツを楽しめる機会の充実を図ります。

【主な取組】

取組	内容
墨田区障害者スポーツ推進協議会の運営 (スポーツ振興課・障害者福祉課)	障害者のスポーツ推進を効果的・効率的に行うため、スポーツ分野と福祉分野の関係者が一堂に会し、情報共有、意見交換及び施策の展開の検討を行う協議体を運営し、障害者のニーズに合った事業を実施します。
障害者向けスポーツ・運動教室の実施、相談ブースの設置 (スポーツ振興課・障害者福祉課・指導室)	区内のスポーツ施設において、体を動かすことが苦手な障害者がスポーツ・運動に興味・関心を持ち、気軽に楽しめるスポーツ・運動教室等を開催することで、障害者がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、社会参画を推進します。また、福祉施設や特別支援学級などにおいても、日常的に体を動かす習慣を身に付けるきっかけづくりを充実させます。

② 障害者がスポーツを楽しめる施設環境の充実

障害のない方にとって利用可能な施設であっても、障害のある方にとっては利用できない・利用しづらいケースがあり、障害のある方がスポーツを楽しむ上での妨げとなっています。障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに向けて、障害のある方にとっても気軽に利用でき、継続的にスポーツを楽しめる施設環境の充実を図ります。

【主な取組】

取組	内容
障害者が安心して利用できる施設の運営（スポーツ振興課・障害者福祉課）	区立スポーツ施設において、障害者が安心して体を動かせる身近な場所となることを目指し、指定管理者との連携を図り、施設内のユニバーサルデザインを推進するとともに、障害者スポーツの練習場としての利用など、障害者のニーズに応じ、効果的な施設運営を行います。
施設使用料の減免（スポーツ振興課）	障害者が区立スポーツ施設を利用する際の料金を一般利用の額より減額することで、スポーツ活動を通じた健康増進及び社会参画を支援します。

③ 障害者のスポーツ活動を支える人材の育成

障害のある方にとってスポーツを行いやすい環境の創出に向けては、ハード面の整備だけでなく、活動時のサポートや技術指導など、ソフト面のスポーツ活動を支える体制の整備も重要であり、人材の育成が求められます。活動団体への情報提供や周知啓発などを通じ、障害のある方のスポーツ活動を支える人材の育成を推進します。

【主な取組】

取組	内容
研修会の実施（スポーツ振興課・障害者福祉課）	障害者にスポーツ・運動の楽しさを伝えるために必要な基礎知識や技術を学べる初級パラスポーツ指導員養成講習会などを実施し、指導員を確保するとともに、区内で行われる障害者スポーツ事業などでの、活躍の場を提供します。

④ 障害者スポーツの普及・啓発と共生社会の推進

障害の有無にかかわらずスポーツへの関心が高まることは、「する」「みる」「ささえる」活動に関わる方のすそ野を広げ、ひいては障害のある方にとってスポーツを楽しむやすい環境を実現していくことにつながります。また、スポーツ活動を契機に障害の有無を超えたつながりが生じることは、互いへの理解の深まりや共生社会の推進にも資すると期待されます。障害者スポーツについての情報提供やイベントの実施等を通して、普及・啓発を図り、もって共生社会の推進を図ります。

【主な取組】

取組	内容
障害者スポーツの普及・啓発(スポーツ振興課・障害者福祉課)	障害者スポーツの普及・啓発とともに、東京で開催されるデフリンピック2025に向けて、大会のPRを行うなどの機会を活用することで、区民における障害者スポーツの普及と障害への理解促進を図り、共生社会の実現に向けて取り組めます。特にボッチャについて、普及啓発に取り組んでいます。
障害者スポーツ体験会(スポーツ振興課・障害者福祉課)	障害者スポーツ大会の区内開催を誘致し、トップレベルの試合を観戦・体験する機会及びボランティアとして従事する機会を提供することで、区民の障害者スポーツの普及と障害への理解促進を図り、共生社会の実現に向けて取り組めます。また、区内の小学校を訪問し、パラ競技を体験する機会を提供し、障害への理解促進を図ります。

基本目標 3

スポーツを支える人・団体が活躍できる場づくり

スポーツへの関わり方には、「する」「みる」だけでなく、「ささえる」というものもあります。地域で活動している指導者や各競技団体をはじめ、スポーツボランティアとしての活動など、スポーツをささえる活動は、スポーツ推進に欠かせない大きな役割を担っています。「ささえる」活動の機会創出や、活動団体・個人への支援等を通して、スポーツを「ささえる」活動の推進を図ります。

【目標における指標】

■総合型地域スポーツクラブの会員数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
778人	850人

■墨田区スポーツボランティア登録者数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
119人	200人

① スポーツ指導者の育成・発掘

スポーツを体験してみる入口の段階から、能力・競技力の向上を目指す段階まで、スポーツ指導者の役割は非常に大きいものであり、その活躍が求められる場面は多くあります。活動団体や個人に対する情報提供等を通じた育成を図るとともに、スポーツの指導に関わる人材の発掘・すそ野の拡大を図ります。

【主な取組】

取組	内容
研修会の実施(スポーツ振興課)【再掲】	墨田区体育協会などのスポーツ関係団体と協力・連携しながら、指導者を対象とした研修会を実施することで資質の向上を図るとともに、スポーツを安全に、正しく、楽しく指導できる指導者を養成します。
スポーツ振興表彰(スポーツ振興課)	スポーツ・運動を通じて、区のスポーツ振興及び発展に貢献した方の功績を称える顕彰制度を設け、表彰することで、スポーツを支える人・団体の更なる活躍を奨励します。

② 地域のスポーツ関係団体との連携

スポーツを支える活動の推進を図る上で、地域で活動されているスポーツ関係団体の果たしうる役割は大きく、また幅広いものです。団体の活動・運営に対する助言や支援を行うとともに、区の各種の事業等において、区とすべてのスポーツ関係団体が一体となり、積極的な連携を図ります。

【主な取組】

取組	内容
墨田区スポーツ推進委員協議会との連携・活動支援(スポーツ振興課)	地域のスポーツ推進を担う人材として委員の委嘱、研修・会議等の調整など、スポーツ推進委員が地域において円滑に活動できるよう支援を行います。
総合型地域スポーツクラブとの連携・活動支援(スポーツ振興課)	地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブが、地域住民にとってより一層身近な存在となり、継続した活動ができるよう連携及び活動支援を行います。また、今後は、地域におけるスポーツ活動の拠点となるよう、地域のスポーツ施設やスポーツ団体との連携を推進します。
墨田区体育協会との連携・活動支援(スポーツ振興課)	区内の種目別競技団体を統括する墨田区体育協会と連携するとともに、その活動を支援します。これにより、各競技団体の専門性を活かした大会運営、生涯スポーツの推進や競技力の強化など区民の体力向上や、また各競技団体の親睦を図る機会の提供を推進します。
区内民間事業者との連携(スポーツ振興課)	区内にある大学、民間企業やスポーツ関係団体とより一層の連携を図り、地域スポーツの推進を強化するとともに、地域のつながりを育みます。

③ すみだスポーツボランティアの育成・活躍

東京2020オリンピック・パラリンピック終了後も、区民が様々な形でスポーツを「ささえる」活動に携わることができるよう、「すみだスポーツボランティア」制度が設立されています。スポーツを「ささえる」活動の推進に向けて、すみだスポーツボランティアの育成や活躍の場づくりを図るとともに、関連団体など、地域の多様な主体と協働してスポーツを支えていく活動の推進を図ります。

【主な取組】

取組	内容
スポーツボランティアの育成(スポーツ振興課)	スポーツボランティアを幅広く募集し、本区で実施される様々なスポーツイベントや地域スポーツ事業などで活動する機会を提供することで、地域スポーツの担い手を育成します。
スポーツボランティアの活動の場の充実(スポーツ振興課)	すみだスポーツボランティアを対象に幅広い内容の研修会を行い、資質の向上を図るとともに、スポーツを通じた交流を推進することで、やりがいや達成感を感じながら継続して活動できる人材を養成します。

基本目標 4

“すみだ”のスポーツ資源を通じた地域交流の促進

スポーツは、それを通じて人と人、また様々な主体同士をつなげ、交流を生む力があり、地域づくりにおいて大きな効果を及ぼしうるものです。また、その地域ならではの資源を活かしたスポーツ推進を図ることで、地域の魅力向上や地域への愛着の醸成といった効果も期待されます。

そうしたスポーツによる効果を最大限発揮できるよう、多様な主体間の連携やイベントの実施を工夫しながら進め、スポーツを通じた地域づくり・地域交流の促進を図ります。

【目標における指標】

■オリパラすみだスポーツレガシー実行委員会※事業の来場者数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
11,300人	13,000人

※すみだスポーツレガシー実行委員会:東京2020大会終了後も、区、レガシーを継承・発展するために令和5年月に発足し、すみだボクシング祭りとすみだまつり・こどもまつりにおけるスポーツ体験エリアを運営している。

■区民健康スポーツデーの来場者数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
2,000人	2,500人

■フウガドールすみだのホームゲームの平均観客数

現状値(令和4年度)	目標(令和12年度)
644人	800人

① スポーツによる地域のにぎわいの創出

スポーツは、個人・団体含め、地域の様々な主体のつながりを創出する可能性があり、地域のにぎわいづくりにつながります。また、文化団体などのスポーツ以外の主体とも連携することで、より多くの方にとって楽しめるものとなり、にぎわいづくりの効果がより大きな範囲で発揮されます。多くの人が集まるスポーツイベントをはじめ、身近な場所で行われるスポーツ大会などに気軽に足を運び応援するなど、地域でスポーツに親しめる機会を創出することで地域のにぎわいを生み、更なる地域力の向上を目指します。

【主な取組】

取組	内容
区のスポーツ資源を活用した事業(スポーツ振興課ほか)	多くの人が集まる墨田区納涼民踊大会の実施やわんぱくスポーツ事業への協力をはじめ、身近な場所で実施されるスポーツ大会など、本区のスポーツ資源を活かした事業を実施するとともに、新たに墨田区総合運動場を活用したランニングイベントの実施を検討するなど、地域のにぎわいを創出する事業を推進します。
東京2020大会のレガシーの活用(スポーツ振興課)	東京2020大会を契機に創出されたレガシーの活用を目的に設立したすみだスポーツレガシー実行委員会を運営し、すみだボクシング祭りや障害者スポーツ体験をはじめ、様々なスポーツを体験できる機会を提供し、スポーツに親しむきっかけづくりを図ります。
スポーツイベントへの後援等による支援(スポーツ振興課)	地域団体等が主催するもので、区民を対象とした事業に対する後援等による支援を行うことでより一層地域のにぎわいを創出できるようサポートします。

② ホームタウンスポーツチーム等との連携

墨田区をホームタウンとするスポーツチームは、墨田区ならではのスポーツ振興を実現していく上で重要なスポーツ資源の1つです。本区に関わる民間企業等を含めて、地域の様々な取組において連携を図ることで、観戦・応援や交流など様々なスポーツ活動の機会を創出していくとともに、地域コミュニティ活動の形成や活性化を図ります。

【主な取組】

取組	内容
フウガドールすみだ 応援事業(スポーツ振興課)	区のホームタウンチームであるフウガドールすみだ(フットサル)の応援事業としてホームゲームに区民を招待するなど、トップアスリートの競技を体感してもらうことで、スポーツの興奮や感動を共有し、区民にとっての「誇り」となるチームを目指し、地域交流の活性化につなげます。
学校支援ネットワーク 事業(地域教育支援課)	子どもたちにスポーツの楽しさやすばらしさを体験してもらうため、出前授業として区のホームタウンチームであるフウガドールすみだ(フットサル)の選手、ボクシング選手やブラインドサッカー選手などのアスリートが区内の小学校を訪問し、小学生がトップアスリートと交流できる機会を提供します。
区内民間事業者との 連携(スポーツ振興課)【再掲】	区内にある大学、民間企業やスポーツ関係団体とより一層の連携を図り、地域スポーツの推進を強化するとともに、地域のつながりを育みます。

③ 都市間のスポーツ交流

スポーツは、地域内の交流をもたらすだけでなく、他の都市との交流にもつながるものです。国内外の友好都市をはじめ、他都市とのスポーツ大会の開催等を通して、スポーツ活動の機会を確保するとともに、都市間のスポーツ交流・親睦の推進を図ります。

【主な取組】

取組	内容
墨東五区大会、姉妹区親善スポーツ大会（スポーツ振興課）	姉妹区、近隣区等と連携して大会等を開催することで、競技力の向上を図るとともに、相互の区民がスポーツを通じて交流して親睦を深める機会を提供します。
友好都市との交流事業（スポーツ振興課・文化芸術振興課）	スポーツを通して、国内の友好都市等と連携して、交流大会等を開催することで、競技力の向上を図るとともに相互の区民がスポーツを通じて交流し、親睦を深める機会を提供します。また、区民を主体とした国外の友好都市との国際交流事業を支援し、スポーツ等を通じた相互理解を深めるとともに、親善交流の促進を図ります。

第 5 章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「誰もがスポーツを楽しみ、スポーツでつながるまち すみだ」の実現に向けて、区民、地域のスポーツ関係団体である墨田区スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、墨田区体育協会、区内民間事業者などの各主体及び区の各主体が積極的に連携を図り、各施策を着実に推進します。

2 計画の進行管理

計画の実現に向けて、本計画の策定にあたり設置された「墨田区スポーツ推進計画策定推進本部」において、関係する部署で情報を共有し、事業の進行管理を行うとともに、各施策実施にあたっては連携・協働できる体制を構築します。また、(仮称)墨田区スポーツ推進計画推進協議会を新たに設け、計画(PPLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、見直し(ACT)の PDCAサイクルに基づき、本計画に定めた取組の着実な進行管理を図ります。特に、本計画において定めた数値目標については、定期的かつ継続的に達成状況を把握し、数値による客観的な評価を図ります。また、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化を考慮し、必要に応じて目標その他の見直しを図ります。

議案第3号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年1月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年墨田区教育委員会規則第15号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の112.5</u>(条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の130</u>)</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>(条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の63.75</u>)</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の117.5</u>(条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>)</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>(条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>)</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年1月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和5年の給与改定を踏まえ算出した宿日直手当額が現行の宿日直手当額を上回るため、宿日直手当額を改正する必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区立幼稚園

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第7号）の一部を次の表のように改正する。

令和6年1月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（宿日直手当の支給額） 第2条 宿日直手当の支給額は、別表のとおりとする。 別表			〔同左〕 第2条 宿日直手当の支給額は、別表のとおりとする。 別表		
単位	勤務時間	支給額	単位	勤務時間	支給額
1回につき	5時間以上の場合	<u>6,200円</u>	1回につき	5時間以上の場合	<u>6,000円</u>
	5時間未満の場合	<u>3,100円</u>		5時間未満の場合	<u>3,000円</u>

付 則

- この訓令は、令和5年4月1日以後の宿日直勤務（同日前から引き続くものを除く。）について適用する。
- 令和5年4月1日から令和6年1月24日までの間の宿日直勤務に対し、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程により既に支払われた宿日直手当は、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程による宿日直手当の内払とみなす。

議案第5号

墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年1月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
 区立小学校
 区立中学校
 区立幼稚園
 事業所

墨田区教育委員会服務監察規程(平成12年墨田区教育委員会訓令第12号)の一部を次の表のように改正する。

令和6年1月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(服務監察事項) 第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。 ~ [略] 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u>の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関する事 こと。 [略]</p>	<p>[同左] 第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。 ~ [略] 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u>の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関する事 こと。 [略]</p>

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から適用する。

議案第 6 号

教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 月 25 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。

5 墨企財第 7 2 2 号
令和 6 年 1 月 1 9 日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山 本 亨



令和 5 年度墨田区一般会計補正予算案（第 1 0 号）に関する
意見の聴取について

令和 5 年度墨田区議会定例会 2 月議会に提案する令和 5 年度墨田区一般会計補正予算案（第 1 0 号）のうち、教育に関する事務に係る部分については、別紙のとおりとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を聴取します。



令和5年度 墨田区一般会計補正予算(第10号)案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳出)

(単位:千円)

科目		補正前の額	補正額	計
款	項目			
	教育費	11,370,481	1,430	11,371,911
	教育総務費	2,876,216	0	2,876,216
	小学校費	4,851,620	600	4,852,220
	教育振興費	159,600	600	160,200
	中学校費	2,130,455	830	2,131,285
	教育振興費	176,453	830	177,283
	幼稚園費	315,892	0	315,892
	地域教育費	1,196,298	0	1,196,298

【参考資料】

令和5年度墨田区一般会計補正予算案（第10号）について

1 目的

物価高騰による学用品費等の価格上昇を踏まえ、就学援助世帯（準要保護）に対し、入学準備に係る保護者負担の軽減を図る。

2 内容

就学援助制度における入学準備金の現行単価に対し、4%の物価高騰を見込んだ額を支給する。

小学校新1年生：2,042円（現行単価：51,060円×4%）

中学校新1年生：2,400円（現行単価：60,000円×4%）

3 予算額

1,430千円

（1）小学校費（教育振興費）

600千円

@2,042円×239人（見込人数） 600千円

（2）中学校費（教育振興費）

830千円

@2,400円×345人（見込人数） 830千円

5 墨企財第 7 2 3 号
令和 6 年 1 月 1 9 日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山 本 亨



令和 5 年度墨田区一般会計補正予算案（第 1 1 号）及び令和 6 年度
墨田区一般会計予算案の作成に伴う意見聴取について

令和 5 年度墨田区議会定例会 2 月議会に提案する令和 5 年度墨田区一般会計補正予算案（第 1 1 号）及び令和 6 年度墨田区一般会計予算案のうち、教育に関する事務に係る部分については、別紙のとおりとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を聴取します。



令和5年度 墨田区一般会計補正予算(第11号)案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳入)

(単位:千円)

科目		補正前の額	補正額	計
款	項目			
国庫	支出金	49,307	26,661	75,968
	国庫補助金	48,907	26,661	75,568
	教育費補助金	48,907	26,661	75,568
都	支出金	276,063	63,206	339,269
	都補助金	247,275	73,143	320,418
	教育費補助金	247,275	73,143	320,418
	都委託金	28,788	△ 9,937	18,851
	教育費委託金	28,788	△ 9,937	18,851

* 諸収入／雑入は除く

令和5年度 墨田区一般会計補正予算(第11号)案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳出)

(単位:千円)

科目	補正前の額	補正額	計
款 項 目			
教育費	11,371,911	△ 698,374	10,673,537
教育総務費	2,876,216	△ 184,887	2,691,329
事務局費	2,181,271	△ 138,195	2,043,076
教育指導費	682,886	△ 46,692	636,194
小学校費	4,852,220	△ 318,332	4,533,888
学校管理費	3,134,662	△ 208,819	2,925,843
教育振興費	160,200	△ 65,516	94,684
学校給食費	1,172,845	△ 300	1,172,545
学校施設建設費	276,356	△ 43,697	232,659
中学校費	2,131,285	△ 155,986	1,975,299
学校管理費	1,391,762	△ 109,376	1,282,386
教育振興費	177,283	△ 46,610	130,673
幼稚園費	315,892	△ 26,275	289,617
幼稚園費	315,892	△ 26,275	289,617
地域教育費	1,196,298	△ 12,894	1,183,404
地域教育総務費	474,215	△ 10,089	464,126
図書館費	661,752	△ 2,205	659,547
郷土文化資料館費	60,331	△ 600	59,731

令和6年度 墨田区一般会計予算案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳入)

(単位:千円)

科目		6年度予算	5年度予算	増 減	
款	項目			増減率	
	使用料及び手数料	10,756	10,814	58	0.5%
	使用料	10,755	10,813	58	0.5%
	教育使用料	10,755	10,813	58	0.5%
	手数料	1	1	0	0.0%
	教育手数料	1	1	0	0.0%
	国庫支出金	253,341	49,307	204,034	413.8%
	国庫負担金	75,589	0	75,589	皆増
	教育費負担金	75,589	0	75,589	皆増
	国庫補助金	177,552	48,907	128,645	263.0%
	教育費補助金	177,552	48,907	128,645	263.0%
	国庫委託金	200	400	200	50.0%
	教育費委託金	200	400	200	50.0%
	都支出金	438,560	276,063	162,497	58.9%
	都補助金	417,941	247,275	170,666	69.0%
	教育費補助金	417,941	247,275	170,666	69.0%
	都委託金	20,619	28,788	8,169	28.4%
	教育費委託金	20,619	28,788	8,169	28.4%
	繰入金	900	500	400	80.0%
	基金繰入金	900	500	400	80.0%
	学童災害共済基金繰入金	900	500	400	80.0%
	特別区債	920,000	70,000	850,000	1214.3%
	特別区債	920,000	70,000	850,000	1214.3%
	教育債	920,000	70,000	850,000	1214.3%

* 諸収入 / 雑入は除く

令和6年度 墨田区一般会計予算案(教育費)

科目別予算額一覧

(歳出)

(単位:千円)

科目		6年度予算	5年度予算	増減	
款	項目			増減率	
教育費		13,721,665	10,600,473	3,121,192	29.4%
	教育総務費	2,994,146	2,588,998	405,148	15.6%
	教育委員会費	12,129	12,027	102	0.8%
	事務局費	2,187,325	1,894,085	293,240	15.5%
	教育指導費	729,497	682,886	46,611	6.8%
	教育センター費	65,195	0	65,195	皆増
	小学校費	6,717,422	4,526,466	2,190,956	48.4%
	学校管理費	3,805,232	3,117,935	687,297	22.0%
	教育振興費	58,357	159,600	101,243	63.4%
	学校給食費	1,487,529	864,418	623,111	72.1%
	学校保健費	110,289	108,157	2,132	2.0%
	学校施設建設費	1,256,015	276,356	979,659	354.5%
	中学校費	2,343,741	1,984,995	358,746	18.1%
	学校管理費	1,543,426	1,385,944	157,482	11.4%
	教育振興費	107,762	176,453	68,691	38.9%
	学校給食費	642,472	374,103	268,369	71.7%
	学校保健費	50,081	48,495	1,586	3.3%
	幼稚園費	326,838	309,905	16,933	5.5%
	幼稚園費	326,838	309,905	16,933	5.5%
	地域教育費	1,339,518	1,190,109	149,409	12.6%
	地域教育総務費	518,383	468,026	50,357	10.8%
	図書館費	756,210	661,752	94,458	14.3%
	郷土文化資料館費	64,925	60,331	4,594	7.6%

単位：千円

事 項	本年度	前年度	増減
主要事業（教育委員会事務局）			
1 教育センターの開設【新規】 教育相談、就学相談、教職員研修の実施等	65,195	0	65,195
2 G I G Aスクール構想の推進 タブレット端末の運用、学習用コンテンツの運用	508,112	443,808	64,304
3 校庭整備事業 小学校2校での校庭整備等	254,400	140,660	113,740
4 学校改築・改修事業（二葉小、八広小） 二葉小学校の屋内運動場等改築・改修、八広小学校の改築	1,256,015	272,342	983,673
5 学校校舎照明L E D化事業【新規】 小学校1校、中学校1校でのL E D照明の借上等	5,995	0	5,995
6 自閉症・情緒障害等特別支援学級の設置【新規】 小学校2校、中学校1校での開設準備	10,035	0	10,035
7 （仮称）学校給食費等保護者負担軽減事業 学校給食費徴収免除、私立学校就学者等支援	981,533	0	981,533
8 いじめ・不登校防止対策の推進（中学校校内別室学級の設置【新規】含む） スモールステップルームの設置、SNS相談窓口の運営、中学校校内別室学級の設置【新規】等	136,047	131,931	4,116
9 地域資源を活用した部活動の地域移行【拡充】	10,328	3,450	6,878
10 エデュケーション・アシスタントの配置【拡充】 エデュケーション・アシスタントの小学校全校配置	83,008	53,079	29,929

単位：千円

事 項	本年度	前年度	増減
11 スクールロイヤールの設置【新規】	200	0	200
12 国際理解教育の推進（地域大学と連携した通学型 イングリッシュキャンプの実施【新規】含む） 中学生海外派遣事業、地域大学と連携した通学 型イングリッシュキャンプの実施【新規】等	113,225	106,217	7,008
13 学力向上「新すみだプラン」の推進 すみだスクールサポートティーチャーの配置、 学習状況調査、発展問題の活用等	83,673	84,635	962
14 幼保小中一貫教育の推進	6,308	6,247	61
15 放課後子ども教室推進事業【拡充】 放課後子ども教室の実施、新規開設に向けた支 援の実施	54,188	45,908	8,280
16 わんぱく天国の充実（大学連携事業）	1,000	1,000	0
17 すみだ郷土文化資料館資料のデジタル・アーカイ ブ化 浮世絵・絵図・古文書等のデジタル化	1,350	1,100	250
18 図書館電子書籍サービス事業	6,837	12,286	5,449
19 「ほうかご図書室」の実施【新規】 小学校3校でのモデル実施	550	0	550

令和5年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	校内スモールステップルームの運用	各校開設・支援開始		支援員のヒアリング					支援員のヒアリング			支援員のヒアリング	
	スクールソーシャルワーカーの派遣												
	教員研修会の実施							不登校対策担当者連絡会			不登校対策担当者連絡会		
	関係機関との連携												
現状の把握・分析													
進捗													
実績	<p>12月実績</p> <p>校内スモールステップルームの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内別室指導支援員による利用生徒の支援及び巡回指導員による各校の巡回指導 <p>スクールソーシャルワーカーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校訪問及びケース対応 新規申請13件（内訳：小学校10件、中学校3件） ・合計件数：新規81件 継続53件 <p>教職員研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不登校対策強化月間」にともない、不登校児童・生徒の対応強化について各校に通知を发出（12/21） いじめ・不登校報告システムの変更について各校に通知を发出（12/21） <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 適応指導教室【ステップ学級】連絡会開催（12月の開催なし） ・自立支援教室【サポート学級】連絡会開催（12/22） すみだバーチャルサポートルームの運用（アカウント付与児童・生徒数30名、内訳：小学生18名、中学生12名） <p>現状の把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の学校からの報告及び校内スモールステップルーム巡回指導員からの報告を基に現状を把握・分析 <p>進捗：○</p>												

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他 ()

令和5年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)の推進」及び「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」の改定									主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	学力向上新3か年計画(第3次)の推進(学習状況調査の実施等)													
	墨田区学習状況調査の実施(4/25)		調査結果速報値集約	指導のポイント作成 調査結果(速報値)		議会報告 指導のポイント配信 学習ふりかえり 学力向上ヒアリング	教委報告 調査結果公表(HP)				学習ふりかえり		(4月)	
	全国学力・学習状況調査の実施(4/18)	中英語話すこと調査(分散実施)		調査結果			調査結果公表(HP)							
	児童・生徒へのメッセージ発出						児童・生徒へのメッセージ発出 教員へのメッセージ発出			教員へのメッセージ発出				
	幼保小中一貫教育推進計画の改定													
策定方針、スケジュール確認 検討会(4/28)	骨子、素案検討			検討会(7/21)		素案報告 検討会(9/1)	改定計画決定		議会報告 教委報告	学校周知				
進捗	12月実績													
実績	学力向上新3か年計画(3次)の推進(学習状況調査の実施等) 「学習ふりかえり期間」の実施に関する通知の発出 12月11日 1月配布用の「児童・生徒及び教職員に対するメッセージ」準備 幼保小中一貫教育推進計画の改定 区議会報告 子ども文教委員会 12月1日 進捗：○													

進捗 : 順調、×:遅延、 :その他()

令和5年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	1	事業名	学校施設の改築・改修(二葉小学校屋内運動場棟の増築)								主管課	庶務課			
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
			契約締結	解体説明会 家屋調査	既存屋内運動場棟解体工事及び解体工事監理										
		契約締結	屋内運動場棟増築実施設計												
進捗	10～12月実績														
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・10月 : 解体工事(躯体解体) 実施設計(設計近隣説明会実施) ・11～12月: 解体工事(躯体解体) 実施設計(計画通知提出) 														
	進捗: ○														

進捗 : 順調、×: 遅延、 : その他()

令和5年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	2	事業名	休日の部活動の地域移行								主管課	指導室		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	モデル試行 (運動部) ・フットサル ・剣道 (文化部) ・英語 ・文化系 部活動(予定)	体験会実施	活動開始									活動終了		
			活動開始									活動終了		
								活動開始					活動終了	
				検討委員会 発足準備	検討委員会 (第1回)		検討委員会 (第2回)		検討委員会 (第3回)		検討委員会 (第4回)		検討委員会 (第5回)	
進捗	10~12月実績													
実績	運動部 ・剣道部 16名 ・フットサル部 11名 文化部 ・英語部 40名 ・エンタメ部 5名 10月に体験会を行い、11月から本格実施 検討委員会 ・第3回検討委員会(10/26) 学校部活動における総合型スポーツクラブとの連携について、進捗状況等を確認 ・第4回検討委員会(未実施) 総合型スポーツクラブとの連携について、第3回検討委員会で方向性が固まっていたため実施せず。 進捗：○													

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他()

令和5年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題	3	事業名	子ども読書活動推進計画(第4次)の推進								主管課	ひきふね図書館	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	幼乳幼児期 家庭での読書活動の大切さを認識する取組 小小学生期 自分で読書をする習慣をつける取組 中高生期 多様な分野の読書をする取組 特障害のある 多くの子どもに読書の機会を設ける取組	幼ブックスタート 幼HPでのおすすめ本紹介 幼おはなし会 幼絵本パック貸出 幼おうちDeどくしょノート配布 特障害児施設おはなし会 幼・小・中団体貸出 小・中学校図書館支援 幼・小・中読書ボランティアの活用 幼・小ブックリスト配布 中ティーンズ情報誌配布	小・中パスファインダー作成・配布 小小学校読み聞かせボランティア講座 中POPコンテスト募集	小ブックリスト配布 小・中調べる学習コンクール相談会への協力 中ティーンズ情報誌配布 特障害者向け読み聞かせボランティア講座	中ティーンズ向け講座 特障害児の図書館ツアー	中POPコンテスト切	幼保護者向け講座 小小学校読み聞かせボランティア講座 中ティーンズ情報誌配布	幼・小施設職員向け講座 中POPコンテスト表彰式 特外国にルーツを持つ子どもの図書館利用ガイダンス	中ビブリオバトル	中ティーンズ情報誌配布 中施設職員向け講座 特特別支援学級・施設職員向け講座	特特別支援学級への出張読み聞かせ	特保護者向け読み聞かせパンフレット配布	
	進捗	10~12月実績											
実績	【乳幼児期】・HPでおすすめ本紹介：2テーマ ・おはなし会の開催 ・ブックスタート ・保護者向け絵本講座（10月16日文花児童館・8組参加） ・保育園、幼稚園への団体貸出 ・絵本パック貸出 ・おうちDeどくしょノート配布 ・「冬のおたのしみ会」（12月2日・26名参加） 【小学生期】・学校図書館支援：週3日 ・パスファインダー作成・配布：6種（「髪」、「野球」外） ・小学校への団体貸出 ・小学校読み聞かせボランティア講座（中級）（12月13日、20日・各18名参加） ・図書館見学：4校（延べ244人） ・電子書籍サービス専用IDの配付（9月18日～10月20日） 学校を通じて全児童に配布 【中高生期】・学校図書館支援：週2日 ・ティーンズ情報誌配布 1回 4,700部 ・職場体験：1校（区立中学校1回・4名） ・パスファインダー作成・配布：6種（「マザーグース」、「睡眠」外） ・電子書籍サービス専用IDの配付（9月18日～10月20日） ・POPコンテスト表彰式（受賞者数 よみもの：20名 絵本：17名 計37名 応募数 よみもの：882作品 絵本：311作品） 【特別支援】・配送による放課後等デイサービス施設への団体貸出（3施設7回） ・配送による特別支援学級への団体貸出（言問小学校・2回） ・特別支援学級、放課後等デイサービスお話し会（言問小学校1回、1施設2回） 進捗：○												

進捗 : 順調、× : 遅延、 : その他()

令和5年度学校医等に対する永年勤続功労者表彰感謝状の贈呈について

区長感謝状贈呈基準、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱及び感謝状交付基準要綱細目基準に基づき、30年勤続・25年勤続・15年勤続の学校医・学校歯科医・学校薬剤師に感謝状を贈呈している。

今年度は、令和6年1月18日(木)開催の第42回墨田区学校保健会総会において、感謝状に記念品を添えて、贈呈を行った。

【感謝状被贈呈者】

表彰	交付主体	職	氏名	勤務校 (R6.1月現在)
30年	区長	学校医(内科)	なかがわ よしひろ 中川 義宏	第四吾孺小学校
30年	区長	学校医(眼科)	おかだ おさむ 岡田 修	第一寺島小学校 外4校
25年	教育委員会	学校医(耳鼻咽喉科)	いちかわ きくの 市川 菊乃	豎川中学校 外3校1園
15年	教育委員会	学校医(内科)	ふるかわ たけし 古川 猛	菊川小学校
15年	教育委員会	学校歯科医	としま せいじ 戸嶋 誠司	両国中学校
15年	教育委員会	学校歯科医	にしざわ かつや 西澤 克哉	隅田小学校

令和6年度の主な教育活動について

授業時数について

<目的> 各学校の年間授業時間数を削減する。
 教員の教材研究、児童生徒への個別指導の時間を確保することで、指導力の向上、児童生徒への丁寧な対応を図る。
 学年間・分掌における打ち合わせ、会議の時間を確保する。
 ワークライフバランスの観点から、休暇等の積極的な取得や、教員自身のプライベート時間の充実を図る。

<対応策>

各学年の授業時数を、余剰時間を含め、原則以下の範囲内で調整する。

小学校		中学校	
1年	880～940	1～3年	1045～1086
2年	940～990		
3年	1010～1049		
4～6年	1045～1086		

中教審による「1015時間の学年において、1086時間を上回る場合は、時数を見直す」という指摘を根拠に、各学年の時数を算定
 小1, 2年の上限時数は、R4年度の本区の提出授業時数の平均値を参考に算定

年間計画に基づき、全学年で6校時の授業を行わずに下校する又は、給食終了後に下校するなど、児童生徒の下校時刻を早める期間を設定し、時数の削減を行う。
 毎月1週間程度の期間内で1日、各教職員が定時退勤する機会を設定する。
 月に一日、会議を設定せず、教材研究や児童生徒への対応に専念できる日を設定する。
 1単位時間は、小学校45分、中学校50分とし、モジュールは行わない。

土曜授業について

<目的>

働き方改革と授業時数改善の目的から土曜授業の実施方法を見直す。

<対応>

土曜授業は年間6回以上とする。設定日は地域の実態等を考慮し、各学校で設定する。
 体育的行事や文化的行事による振替休業日を設定した授業の実施も可とする。

なお、これらの行事は日曜日に行った場合でも土曜授業として認める。

(例：運動会・体育祭等の体育的行事、学芸会・音楽会・文化祭等の文化的行事)

ただし、正規の授業が半日で行われた場合は、振替休業日を設定することはできない。
 (参考：学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用について 平成14年3月29日 東京都教育委員会)

土曜授業に実施する学習として、地域や保護者と連携した取組を優先する。

例) 道徳授業地区公開講座、いじめ防止授業地域公開講座、セーフティ教室、
 地域と連携した防災訓練活動、引き渡し訓練 等

保護者会を計画する際には、授業を2単位時間とすることも可とする。

水泳指導について

学習指導要領に示された内容を確実に指導するために、10 時間程度の指導計画が必要である。例年 10～12 時間の指導内容で計画されている。

7月までに上記内容が必要な時間で行うことができれば、9月の実施は必ずしも計画する必要はない。

夏季水泳指導の日数においても、各学校の児童生徒の実態、夏季休業日の取組内容等に応じて、原則7月末までで回数、時間を設定する。

入学式について

<目的>

現在、小学校では始業式と入学式を同日、中学校では始業式の次の日に入学式を実施している。この小中学校の入学式の実施日を、以下の2点を目的に、それぞれ現行より2日遅らせる。

新入生の受け入れ体制をより丁寧に構築することができる。

教員の働き方改革につなげる。

<対応策>

日程 **小学校は午後 中学校は午前 に実施**

		例年	令和5年度	令和6年度(案)	以後
小学校	始業式	4月6日	4月6日(木)	4月8日(月)	
	入学式	4月6日	4月6日(木)	4月10日(水)	4月8日
中学校	始業式	4月6日	4月6日(木)	4月8日(月)	
	入学式	4月7日	4月7日(金)	4月11日(木)	4月9日
幼稚園	始業式	4月8日	4月10日(月)	4月8日(月)	
	入園式	4月12日	4月12日(水)	4月12日(金)	4月12日
高等学校	始業式	4月6日	4月6日(木)	4月8日(月)	
	入学式	4月7日	4月7日(金)	4月9日(火)	4月7日

主な効果

- ・小中学校の年度最初の日には学級指導の時間を確保することで、学級編成をした新しい友達や新しい担任との最初の出会いの機会を充実させることができること。
- ・保護者や新入生の中で、学校生活への不安がある人からの学校見学や面談の要望を受けられることができ、不安感を取り除くことが可能となること。
- ・学校において管理職及び関係教職員の間で、新入生で配慮が必要な児童生徒への対応方法を確認する時間が確保できること。
- ・中学校と都立高等学校の入学式の日程をずらすことができること。

課題と解決策

特に小学校1年生において、共働き家庭等における、新学期が始まってから入学式までの2日間の子供の受け入れ環境の確保

- 解決策
- ・学童での受け入れ
 - ・学校での受け入れ(事前申込制)

(学校の教育活動として扱う。けが等があった場合は、日本スポーツ振興センターが適用となる。)

令和6年度図書館等の蔵書点検に伴う休館について

1 蔵書点検について

(1) 実施目的

- ア 図書館全体の蔵書の実態を把握し、資料を速やかに利用者へ提供できるようにする。
- イ 蔵書更新・蔵書構成の基礎資料を作成する。
- ウ 財産管理を行う。

(2) 休館期間

土曜日、日曜日を除く、令和6年6月4日(火)から同年7月5日(金)までの間、各施設が一斉休館とならないよう、5つのグループに分けて実施する。

2 休館日について

(1) 館名順

館名	期間
ひきふね図書館	6月10日(月)～6月14日(金)
緑図書館	6月18日(火)～6月21日(金)
立花図書館	6月4日(火)～6月7日(金)
八広図書館	7月2日(火)～7月5日(金)
東駒形コミュニティ会館図書室	6月4日(火)～6月7日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室	6月25日(火)～6月28日(金)
横川コミュニティ会館図書室	6月25日(火)～6月28日(金)
女性センター情報資料コーナー	7月2日(火)～7月5日(金)

(2) 実施順

館名	期間
立花図書館 東駒形コミュニティ会館図書室	6月4日(火)～6月7日(金)
ひきふね図書館	6月10日(月)～6月14日(金)
緑図書館	6月18日(火)～6月21日(金)
梅若橋コミュニティ会館図書室 横川コミュニティ会館図書室	6月25日(火)～6月28日(金)
八広図書館 女性センター情報資料コーナー	7月2日(火)～7月5日(金)

3 周知について

区報(5月21日号予定)、区ホームページ、図書館ホームページ、図書館ニュースにて周知予定